

工事等

埼玉県電子入札共同システム

令和9・10年度 建設工事請負等競争入札参加資格審査 申請の手引

更新申請用

受付期間 と 申請内容

◎ 令和8年9月7日（月） 8：30 ～ 11月6日（金） 23：00迄切

- ・「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
- ・「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- ・「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
- ・「設計・調査・測量」のみを申請するとき
- ・「土木施設維持管理」のみを申請するとき
- ・「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

◎ 令和8年9月7日（月） 8：30 ～ 11月13日（金） 23：00迄切

- ・「建設工事」のみを申請するとき

申請方法

競争入札参加資格申請受付システムから申請データを入力・送信し、ファイル添付システムで必要書類を添付・送信してください。

【持参不可、受付期間最終日23時まで申請してください。】

【 問合せ先 】

＜ 共同受付窓口 ＞

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

専用電話（9月7日から）：048-711-2311（土日祝日を除く※）

※ 受付時間：9：15 ～ 11：45 / 13：00～17：00

電子入札ヘルプデスク：048-830-2263（平日8：30～17：00）

※ システムの操作に関することは、電子入札ヘルプデスクへお問合せください。

◆ 申請期間後半は電話が混雑します。お問合せはお早めをお願いいたします。

～ 目 次 ～

更新申請の流れ	1 ページ
申請前に確認してください	2 ～ 3 ページ
第 1 章 令和 7・8 年度名簿からの主な変更点について	4 ページ
第 2 章 更新申請の概要	5 ～ 8 ページ
第 3 章 資格要件について	9 ～ 1 4 ページ
第 4 章 提出書類について（法人の場合）	1 5 ～ 1 7 ページ
第 4 章 提出書類について（個人の場合）	1 8 ～ 1 9 ページ
第 5 章 申請データの入力・データ送信	2 0 ～ 6 1 ページ
第 6 章 書類の準備・送信について	6 2 ～ 7 3 ページ
※ ファイル添付システムでアップロードした書類の送信状況を確認する方法	6 9 ページ
第 7 章 審査結果の確認方法について	7 4 ～ 7 8 ページ
第 8 章 名簿登載後の注意事項について	7 9 ～ 8 1 ページ
別表 1 『建設工事』業種コード	8 2 ～ 8 7 ページ
別表 2 『設計・調査・測量』業務コード	8 8 ～ 8 9 ページ
別表 3 埼玉県電子入札共同システム参加自治体問合せ先	9 0 ～ 9 2 ページ

= 別 冊 =

- <別冊 1> チェックリスト一覧
- <別冊 2> 添付書類一覧
- <別冊 3> 申請書・添付書類 様式集
- <別冊 4> 申請書・添付書類 記入例及び記載要領
- <別冊 5> 自治体別個別情報入力事項
- <別冊 6> Q & A

※ <別冊 1 ～ 6> は、この手引とは別の電子ファイルです。

別途ダウンロードして御覧ください。

更新申請の流れ

1. 申請に必要な資格等の確認

参加自治体、資格要件等を確認してください。

(5～14ページ参照)

2. 申請の準備・必要書類の確認・画像データ化

「別冊1 チェックリスト一覧」「別冊2 添付書類一覧」を確認し、提出書類をそろえてください。紙の書類はPDF化又は画像データ化してください。

(15～19ページ参照)

3. ユーザIDの確認

更新申請には、『ユーザID及びパスワード』が必要です。

※ 不明な場合は、「埼玉県ホームページ」→「電子入札総合案内」→「入札参加資格申請(工事等)」→「ユーザID・パスワードの再発行」を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/id-password.html>

4. 申請データの入力・送信

表紙記載の期間内に行ってください。

競争入札参加資格申請受付システムにより、申請データを入力し、データを送信してください。
→申請の手引(第5章)、別冊5を参照

5. 書類の添付・送信

表紙記載の期間内に行ってください。

ファイル添付システムで書類を提出してください。

詳しくは62～73ページ

【書類の提出方法】

- ① ファイル添付システムにアクセス
- ② ユーザID及びパスワードを入力し、ログイン
- ③ 「一般申請」から対象の申請を選択し、「書類提出」ボタンを押下する
 - ※ 対象の申請が表示されない場合は、データ送信が完了していません。
競争入札参加資格申請受付システムからデータ送信を行ってください。
 - ※ **添付後、「一時保存」、「提出」ボタンが押下されたファイルは削除できません。**

各自治体の審査

受付後 ～ 令和9年3月末

申請書類を、共同受付窓口及び各自治体で審査します。

審査結果のお知らせ

令和9年4月

- (1) 審査結果は、令和9年4月以降にシステムで確認してください。

(74～78ページ参照)

- (2) 通知等の郵送は行いません。

入札参加資格の有効期間

令和9(2027)年4月1日 ～ 令和11(2029)年3月31日

申請前に確認してください

1 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに事業所として登録がありますか。

- ◎ 更新申請の対象は、申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務で登録がある事業所です。
- ◎ 有効なユーザIDがない場合は、新規申請の対象です。
- ◎ 有効なユーザIDを持っているか、又、パスワードは正しいか、事前に、システムにログインすることが可能かどうか、確認してください。

2 申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。

- ◎ 申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している69自治体です。
- ◎ 申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。

3 税金の滞納（分納）はありませんか。

- ◎ 申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。
 - (1) 法人の場合
 - ア 全申請先共通→納税証明書（その3の3） ※法人設立直後でも発行可能
税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明
 - イ 埼玉県以外の自治体に申請する場合
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。
 - (2) 個人の場合
 - ア 全申請先共通→納税証明書（その3の2） ※開業直後でも発行可能
税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明
 - イ 埼玉県に申請する場合
埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明
 - ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。

4 申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

◎ 申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

(1) 建設工事を申請する場合

ア 申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

(2) 設計・調査・測量を申請する場合

ア 申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ア) 測量業（測量業者登録）

(イ) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ 「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

5 申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

◎ 提出書類（共通書類、自治体書類）は全てそろっていますか。別冊 1、2 で確認してください。

◎ 申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

※ 申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（→別冊 2 参照）

※ 申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなります。

※ 申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。

※ 申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。

第1章 令和7・8年度名簿からの主な変更点について

1 書類の提出方法が事業者申請ポータルからファイル添付システムへとアップロードする方法が変更となりました。

詳しい操作方法については、「第6章 書類の準備・送信について」を御確認ください。

2 申請可能な自治体が69自治体に増えました。(1自治体追加)

新たに、越生町が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

3 使用印鑑届（様式 C-6）の廃止について

共通書類において、使用印鑑届（様式 C-6）の提出が不要となり、廃止となりました。

4 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の省略について

共通書類において、履歴事項全部証明書等の提出を不要とします。

※法人ベースレジストリを使用して引き続き証明書への登載事項を確認させていただきます。

※自治体別書類においては、提出が必要な場合があります。提出する自治体の別冊1及び2を必ず確認してください。

第2章 更新申請の概要(共同受付参加自治体、更新申請の方法、申請期間等)

1 共同受付を実施している地方公共団体（自治体）について

埼玉県では、申請者の方々の負担軽減と審査事務の効率化を図るために、埼玉県電子入札共同システム（各別冊を含むこの手引において「システム」という。）に参加している地方公共団体（各別冊を含むこの手引及びシステムにおいて「自治体」という。）と共同で申請の受付と審査を実施しています。

共同受付を実施している自治体と申請受付業務は次のとおりです。

新たに自治体を追加する場合も、更新として申請することができます。

【共同受付実施自治体及び申請受付業務一覧】○のついている自治体・業務が受付対象です。

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏水道企業団	戸田・ポートレース企業団	秩父広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合	埼玉西部消防組合						
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

※ 「建設工事」：建設工事の請負

「設計・調査・測量」：建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託

「土木施設維持管理」：道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託

※ 以下の自治体では、一部業務について共同受付を行っていません。当該業務の申請は、各自治体に直接、確認してください。

○ 埼玉西部消防組合：「土木施設維持管理」業務

2 更新申請の方法、申請期間等について

(1) 更新申請の方法

競争入札参加資格申請受付システム（各別冊を含むこの手引において「申請受付システム」という。）による電子申請(データ送信)を行い、かつ、提出書類をファイル添付システムで送信してください。

ア 申請受付システム操作方法 → 申請の手引（第5章）参照

イ 提出書類の送信方法 → 申請の手引（第6章）参照

(2) 更新申請の対象者

申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかで登録がある事業所です。

※ 現在有効なユーザIDを持っている事業所が対象です。

※ 次の者は、更新申請をすることができません。新規申請の対象です。

(例) 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに登録がない事業所。

(例) 令和7・8年度はA支店で登録しているが、令和9・10年度は一部の業種・業務を令和7・8年度名簿に登録のないB支店で登録を希望する場合。

(3) 更新申請の申請受付期間

令和8年9月7日（月） 8：30～11月6日（金） 23：00〆切

- ・「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
- ・「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- ・「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
- ・「設計・調査・測量」のみを申請するとき
- ・「土木施設維持管理」のみを申請するとき
- ・「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

令和8年9月7日（月） 8：30～11月13日（金） 23：00〆切

- ・「建設工事」のみを申請するとき

上記期間内に『申請データの送信』と『提出書類の送信』を行ってください。

※ どちらか一方が欠けた場合や期間外に書類が提出された場合は、申請を受け付けません。

※ 受付期間を過ぎた書類の提出は、認められません。

※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

※ 申請の期限に間に合わなかった場合、令和9年4月以降に「新規申請」を行ってください。

(4) 申請の単位

「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「**事業所単位（本店・支店・営業所等）**」で申請してください。

1つの法人で、複数の事業所を登録する場合は、商号や法人の代表者等、事業所間で共通する事項が、全ての事業所で同じ情報になります。

(5) 申請できる業種（又は業務）

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。

また、5業種以内であっても、同一自治体内においては、他の事業所で申請した業種を重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは5名まで**です。また、同一自治体内においては、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは1名**です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

(6) 入札参加資格審査の審査基準日

ア 「建設工事」の申請の場合

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評価値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。

通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

- ・ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合は、申請できません。
- ・ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合は、前年度の通知書は使用できません。

※ 埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

イ 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

(7) 申請後の追加

申請後（申請データの送信後）は、希望する自治体、業種、業務を追加することは一切できません。 データを送信する前に内容をよく確認してください。

(8) 申請後の変更

申請後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が

有効となった後（令和9年4月以降）に、変更手続きを行ってください。

手続方法は、次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

(9) 審査結果

令和9年4月以降に、各申請自治体の審査結果通知書が申請受付システムに表示されます。

（資格の有効期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日まで）

3 その他

物品等（販売、賃貸、買受け、印刷、電算、催物・映画・広告・その他の業務、建築物管理業務）の入札参加資格審査は、この申請で受け付けることができません。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（物品等）を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

第3章 資格要件について

競争入札参加資格の登録を希望する場合は、各自治体固有の規程に定める資格要件を満たしているか等について、当該自治体の長が実施する審査を受けなければなりません。

本章では、このうち共同受付実施自治体で共通の資格要件について説明します。

1 申請者の資格（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理 共通）

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、共同受付実施自治体の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 過去において、共同受付実施自治体の入札参加資格の規程等に定める抹消要件に該当し資格者名簿から抹消された者で、入札参加を希望する自治体の規程等で定められた期間を経過していない者
- (4) 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者

※虚偽の申請を行った場合は、各自治体の規程等に基づき登録が抹消になることがあります。

【 参 考 】

＜地方自治法施行令第167条の4＞

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 「建設工事」に関する申請者の資格

(1) 申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること

※ 代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること

イ 申請する業種について、建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

※ 建設業の許可、経営事項審査についての問合せ先

・ 埼玉県内のみに事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話：048-830-5176

審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

・ 2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話：048-601-3151(代)

経営事項審査について

「建設工事」の入札参加資格申請では、申請日現在において有効な経営事項審査の総合評定値の通知を受けていることが資格要件のひとつとなっています。

申請日現在で経営事項審査の再審査を受けている場合は、再審査後の総合評定値通知のみ有効となります。

申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。

(2) 社会保険等の加入について

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

※ 社会保険等とは、「**健康保険、厚生年金保険、雇用保険**」の3保険のことです。

社会保険等の加入状況は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを確認することにより、社会保険等に加入しているとみなします。

(3) 受注希望工事に関する申請者の資格

次のアからエまでに掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「 届出受理通知書 」等（※1）	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

- 埼玉県内にのみ営業所がある場合
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話: 048-830-8435
- 加須市・久喜市・日高市・吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合
窓口が市町になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話: 048-600-0388（代）
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話: 03-3501-1742

イ 管工事業（既に登録があり、令和7年4月1日以降届出内容に変更が無い場合は提出不要）

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	【新たに浄化槽工事を申請する者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」 （「表面」と「裏面」）（※2） 【既に登録があり、令和7年4月1日以降届出内容に変更がある者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」（※2）	埼玉県知事

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

- 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話: 048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、**申請する事業所で届出をしている必要があります。**

ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信） 」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証（デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信） 」の資格者証	

- 令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会

→ <https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

工 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

以下の書類を提出してください。

(1) 測量業者登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（※1）	国土交通大臣 （地方整備局長）	申請する事業所で登録が必要

※1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

(2) 建築士事務所登録（建築関連コンサルタント）

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（※2）	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要（※3）

※2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。

※3 さいたま市、戸田市、三郷市、戸田ボートレース企業団は申請する事業所で建築士事務所登録がない場合、「建築意匠」だけでなく建築関連コンサルタント業務の全てを申請することができません。

(3) 地質調査登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

(4) 補償コンサルタント登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

(5) 建設コンサルタント登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
-------------	-------	---------------

建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能
------------------------------	--------------------	-------------

(6) 不動産鑑定業者登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

(7) 計量証明事業者登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要

(8) 土地家屋調査士登録

登録状況を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(※4)	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要(※5)

※4 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

※5 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

- 土地家屋調査士事務所
- 土地家屋調査士法人
- 社団法人〇〇〇〇公共嘱託登記土地家屋調査士協会

4 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

※ 社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

※ 埼玉西部消防組合は、埼玉県電子入札共同システムで土木施設維持管理の受付を実施していません。

(1) 社会保険等の加入について

土木施設維持管理を申請できる者は次のとおりです。

ア 「社会保険等に加入している者」

イ 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

→適用除外となっている事業者は、埼玉県入札審査課まで連絡してください。

別途、提出資料をお渡しします。

(2) 社会保険等の加入状況に係る確認方法

ア 建設工事も申請している場合

社会保険等の加入状況は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを確認することにより、社会保険等に加入しているとみなします。

イ 建設工事を申請しない場合

以下の(ア)から(ウ)に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

(ア) **健康保険**（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※ 欄外参照）

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「**厚生年金保険料の領収書**」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) **厚生年金保険**（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記(ア)、(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので、1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

a「**被保険者標準報酬決定通知書**」の写し（直近のものに限り）

b「**適用通知書**」の写し

(ウ) **雇用保険**（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は 領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

a「**雇用保険加入済確認願**」の原本

b「**雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）**」の写し

c「**雇用保険適用事業所設置届事業主控**」の写し

第4章 提出書類について（法人の場合）

※ 提出書類は、次の2種類です。

- ① 共通書類（チェックリスト、添付書類）
- ② 自治体書類（チェックリスト、添付書類）

※ 自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
◎	◎	◎	送付票	P3	申請の手引
◎	◎	◎	法人税並びに消費税及び地方消費税の 納税証明書（その3の3）◆	P8-9	別冊 2
◎	—	—	経営事項審査の総合評価値通知書の写し	P10	別冊 2
—	—	○	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
◎	—	—	建設業許可通知書又は許可証明書 ◆		別冊 2
			建設業許可に係る申請書類の写し		
			(1) 建設業許可申請書（様式第一号） ※ 許可行政庁の収受印が押されているもの	P11	別冊 2
◎	—	—	(2) 営業所一覧表（別紙二）	-13	別冊 2
○	—	—	(3) 令3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） （従たる営業所で申請する場合）		別冊 2
○	—	—	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
—	○	—	登録状況を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
○	○	○	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式B-5] 障害者雇用の状況		別冊 2
○	○	○	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
○	○	○	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
○	—	—	[様式B-6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
○	—	—	建設業労働災害防止協会加入証明書 ◆		別冊 2
○	○	○	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
○	○	○	[様式C-5] 委任状	P7	別冊 2、4
○	○	○	[様式C-13] 資本関係・人的関係調書※1		別冊 2

※1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊2を御確認ください。）

2 中小企業等協同組合等で申請する場合の提出書類

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	[様式 C - 7] 組合員名簿、[様式 C - 8] 役員名簿	P6	別冊 2
○	—	—	官公需適格組合証明書の写し		別冊 2
○	—	—	経営事項審査の総合評定値通知書の写し (組合 (官公需適格組合の算定方法の特例を希望する場合は組合と組合員) のもの)		別冊 2
○	—	—	[様式 C - 9] 官公需適格組合資格審査数値計算表		別冊 2

3 自治体書類 (埼玉県)

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
○	—	—	[様式 D - 2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-25	別冊 2
○	—	—	その他の書類 (別冊 2・埼玉県のページ 3 番以降の書類)		別冊 2、4

4 自治体書類（さいたま市）

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
◎	◎	◎	[様式 D - 4] 個別情報報告書		別冊 2、4
○	○	○	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 2 ~ 11 番の書類)		別冊 2

5 自治体書類（その他の自治体）

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
○	○	○	各自治体の納税証明書		別冊 2
○	○	○	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

第4章 提出書類について（個人の場合）

※ 提出書類は、次の2種類です。

- ① 共通書類（チェックリスト、添付書類）
- ② 自治体書類（チェックリスト、添付書類）

※ 自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書 類 名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
◎	◎	◎	送付票	P3	申請の手引
◎	◎	◎	身分証明書 ◆		別冊 2
◎	◎	◎	申告所得税及復興特別所得税及び 消費税及地方消費税の納税証明書（その3の2） ◆	P8-9	別冊 2
◎	-	-	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	P10	別冊 2
-	-	○	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
◎	-	-	建設業許可通知書又は許可証明書 ◆	P11 -13	別冊 2
建設業許可に係る申請書類の写し					
◎	-	-	(1) 建設業許可申請書（様式第一号） ※ 許可行政庁の収受印が押されているもの		別冊 2
◎	-	-	(2) 営業所一覧表（別紙二）		別冊 2
○	-	-	(3) 令3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） （従たる営業所で申請する場合）		別冊 2
○	-	-	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
-	○	-	登録状況を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
○	○	○	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式B-5] 障害者雇用の状況		別冊 2
○	○	○	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
○	○	○	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
○	-	-	[様式B-6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
○	-	-	建設業労働災害防止協会加入証明書 ◆		別冊 2
○	○	○	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
○	○	○	[様式C-5] 委任状	P7	別冊 2、4
○	○	○	[様式C-13] 資本関係・人的関係調書※ 1		別冊 2

※ 1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊 2 を御確認ください。）

2 自治体書類（埼玉県）

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
◎	◎	◎	個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書 ◆		別冊 2
○	—	—	[様式 D-2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-25	別冊 2
○	—	—	その他の書類 (別冊 2・埼玉県のページ 3 番以降の書類)		別冊 2、4

3 自治体書類（さいたま市）

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
◎	◎	◎	[様式 D-4] 個別情報報告書		別冊 2、4
○	○	○	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 2 ~ 11 番の書類)		別冊 2

4 自治体書類（その他の自治体）

◆ = 写し可 ◎ = 必須 ○ = 該当時、必須

申請業務			書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理			
◎	◎	◎	チェックリスト		別冊 1
○	○	○	各自治体の納税証明書		別冊 2
○	○	○	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

第5章 申請データの入力・データ送信

【 設定しないと入力がムダになってしまいます！ 】

更新申請データの入力の前に、必ず、使用するパソコンのMicrosoft Edgeの設定が必要です。
また、Microsoft Edgeをアップデートしたときも、再設定をしてください。

[「埼玉県ホームページ」→「電子入札総合案内」→「電子入札を始めるための準備」→「第2章 動作環境」→「\(3\)Microsoft Edgeの設定」](#)を確認してください。

更新申請データの入力開始

令和8年9月7日(月) 8:30 から

(注) 書類の提出期限は、データ送信期限日までです。(郵送の場合、受付最終日までの消印の押された書類が有効です。)

(注) 受付最終日以降にデータ送信されたものや、消印の押された書類は受付できません。

更新申請の入力データ送信期限

申請業種によりデータ送信期限が異なります。

(1) 令和8年11月6日(金) 23:00 まで

ア 「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき

イ 「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき

ウ 「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき

エ 「設計・調査・測量」のみを申請するとき

オ 「土木施設維持管理」のみを申請するとき

カ 「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

(2) 令和8年11月13日(金) 23:00 まで

「建設工事」のみを申請するとき

(注) データ送信後、添付書類の提出が必要です。締め切りを過ぎて提出された書類は受け付けられませんので、御注意ください。

○ 申請受付システム利用可能時間

毎日、8:30 ~ 23:00 まで

メンテナンスのため、一時利用できない場合があります。

埼玉県ホームページで確認してください。

URL → <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

○ 更新申請データの入力方法、パソコン操作に関する問合せ

埼玉県電子入札ヘルプデスク

平日：8:30 ~ 17:00

電話：048-830-2263

○ 更新申請データの入力内容に関する問合せ

共同受付窓口 令和8年9月7日(月) ~ 令和8年11月13日(金)

平日：9:15 ~ 11:45 及び 13:00 ~ 17:00

専用電話：048-711-2311(令和8年9月7日(月)から利用可能)

○ 更新申請データの入力・送信に関する注意点

・ 入力データの送信ができるのは、1回のみです。業務ごとに入力データを送信することはできません。全ての業務の入力が終わってから、入力データを送信してください。

・ 入力データの送信後は、申請内容の修正(変更も含みます)をすることができません。入力データを送信する前に、内容をよく確認してください。

・ 入力データの送信後は、申請受付システムを利用して申請を取り下げることができません。申請を取り下げる場合は、共同受付窓口へ連絡してください。
(専用電話：048-711-2311(令和8年9月7日(月)から利用可能))

・ 送信されたデータに不備や誤りがあり修正の必要がある場合、他の書類等で正しい内容が確認できる時には、共同受付窓口で内容を修正することがあります。(原則、修正時の連絡は行いません。)

1 更新申請データの入力操作の流れ

1．申請受付システムにアクセス

埼玉県電子入札総合案内トップページから申請受付システムにアクセスする。

2．更新申請データの入力

申請に必要な事項のデータを入力する。

3．入力内容の確認

入力内容を確認する。

よくある入力ミス

- ・ 全角、半角、大文字、小文字の誤り
- ・ 使用できない文字（ＪＩＳ第１水準、第２水準以外）が入力されている
- ・ 姓と名の間に「スペース」が入力されている

4．更新申請データを送信

入力内容を確認の上、更新申請データ送信期限までに送信する。

「送信ボタン」が表示されない(クリックできない)原因として、入力漏れが考えられます。
本章を再度、確認してください。

5．送付票をPDF化

送付票は提出書類の一部です。提出漏れがないように確認してください。

審査結果の確認

令和９年４月以降に申請受付システムで審査結果を確認してください。
共同受付窓口では、審査結果通知書を郵送しません。

2 申請受付システム操作の注意事項

- (1) Microsoft Edgeの  (戻るボタン) は使用しないでください。
前の画面に戻る場合は、必ず画面上の【戻る】ボタン又は【キャンセルして戻る】ボタンを使用してください。
- (2) データの入力を終了し画面を閉じる場合は、必ずログアウトしてください。
Microsoft Edgeの  (閉じるボタン) は使用しないで、必ず画面上の【ログアウト】ボタンを使用してください。
- (3) パソコンの動作環境等の確認先

[「埼玉県ホームページ」→「電子入札総合案内」→「電子入札を始めるための準備」→「第２章 動作環境」→「\(3\) Microsoft Edgeの設定」](#)を確認してください。

申請受付システムを利用するためには『ユーザＩＤ及びパスワード』が必要です。
パスワード等が不明な場合は、再発行申請を受付けます。埼玉県ホームページを確認してください。

[「埼玉県ホームページ」→「電子入札総合案内」→「入札参加資格申請\(工事等\)」→「ユーザＩＤ・パスワードが分からないとき\(再発行\)」](#)を確認してください。

3 - 1 申請受付システムにアクセス

(1) 埼玉県ホームページを開き、【電子入札総合案内】をクリックする。



(2) 【システム入口】の【競争入札参加資格申請受付システム】をクリックする。

埼玉県電子入札総合案内トップページ

システム入口

- 利用の前に、[Microsoft Edgeの設定](#)を確認してください。
- 新しく電子証明書（ICカード）を取得した場合は、[利用者登録](#)の操作が必要です。

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
● 発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧 ● 入札結果の閲覧 ● 発注見直し情報（工事等）の閲覧 ● 競争入札参加資格者名簿の閲覧	● 競争入札参加資格審査の申請 ● 競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロード ● パスワードの変更・更新・再発行 ● 審査書類の提出【ファイル添付システム】	● 電子入札の操作 ● 電子証明書（ICカード）の利用者登録
どなたでも閲覧できます。 ※発注見直しの公表における予定価格帯は概算額に基づくものであり、入札公告時点の予定価格と異なる場合があります。	電子証明書(ICカード)は不要です。 ユーザIDとパスワードが必要です。 (物品等の新規申請では不要です。) ※パスワードが分からない場合はこちら	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。

3 - 1 申請受付システムにログイン（１）

(1) 【１ 工事等】をクリックする。

業務区分の選択	
・業務区分を選択して下さい。	
1 工事等	
2 物品等	

(2) 【５ ログイン】をクリックする。

競争入札参加資格申請受付メインページ（工事）	
インターネット申請の手順 1 新規申請（定期） 2 新規申請－事業所追加（定期） 3 新規申請（追加） 4 新規申請－事業所追加（追加） 5 ログイン ・変更届作成 ・一時保存データ修正 ・更新申請書作成（定期） ・登録（入力）内容確認 ・パスワード更新	本申請については、「１．インターネットによる電子申請」とともに「２．必要書類の提出」をお願いします。 「操作マニュアル（手引）」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。

※パスワードを忘れた方は、下記よりパスワードを再発行してください。

[パスワード再発行](#)

- ・ 前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを使用してください。
- ・ ご利用の際には操作マニュアル（手引）をご覧ください。

閉じる

(3) 【令和９年・１０年】を選択する。

(4) 【ユーザＩＤ、パスワード】を入力する。

(5) 【送信】をクリックする。

ログイン	
ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。	
申請年度	☐ 令和7年・8年 ☒ 令和9年・10年
ユーザID	
パスワード	
送信 リセット	

3 - 2 更新申請データの入力 (1)

(1) 「工事等申請受付システムメインページ」に移る。

(2) 【5 更新申請書作成(定期)】をクリックする。

クリックできない場合は、申請年度が「令和9年・10年」と表示されているかを確認してください。「令和7年・8年」と表示されている場合は、画面左側メニューの【ログアウト】ボタンをクリックしてからログインし直してください。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

令和9年・10年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

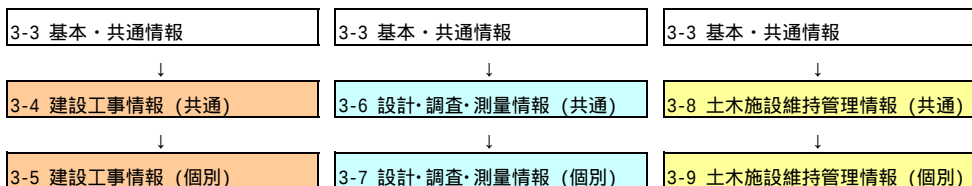
- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 **更新申請書作成(定期)**
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 [パスワード更新](#)

3 - 2 更新申請データの入力（２）

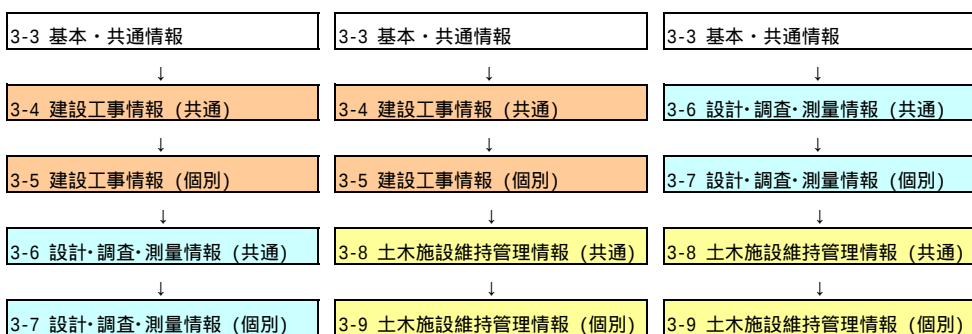
令和７・８年度の登録内容が複写されています。

申請する業務によって、入力パターンが７通りに分かります。確認してください。

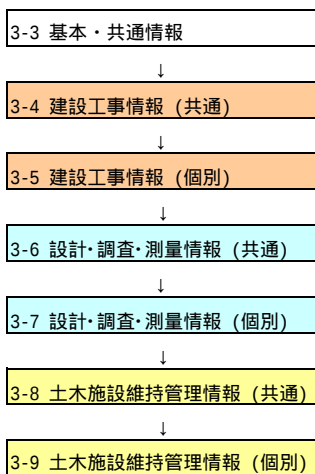
(1) 建設工事 のみ申請 (2) 設計調査測量 のみ申請 (3) 土木施設維持管理 のみ申請



(4) 建設工事 設計調査測量 を申請 (5) 建設工事 土木施設維持管理 を申請 (6) 設計調査測量 土木施設維持管理 を申請



(7) 全ての業務 を申請



入力時の注意！

建設工事情報（個別）

設計・調査・測量情報（個別）

土木施設維持管理情報（個別）

上記の個別情報は、申請する自治体ごとの入力が必要です。

そのため、申請する自治体の数だけ、繰り返し入力する必要があります。

3 - 3 基本・共通情報の入力（１）

基本・共通情報（１）～（６）入力時の共通ルール

- 入力欄の横に が付いている項目は、入力必須項目です。
- 入力可能な文字は、ＪＩＳ規格の第１水準、第２水準と定められている文字に **限ります**。それ以外の漢字（外字等）を使用している場合は、**他の平易な漢字、カタカナ等**で入力してください。

【例】 高 → 高 崎 → 崎 槁 → 橋 吉 → 吉

更新申請書作成

次の事項について必要部分を入力後、画面の一番下にある「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

申請年度	★ 令和9年・10年 ▼
法人又は個人の区分	★ ●法人 ○個人
業者区分	★ ●一般業者 ○経常JV
申請区分	更新申請
操作マニュアル（手引）を参照しながら必要部分を入力修正してください。	

申請年度、区分等

申請年度	「令和9年・10年」と表示されていることを確認してください。
法人又は個人の区分	該当する項目を選択してください。
業者区分	「一般業者」を選択してください。
申請区分	「更新申請」と表示されていることを確認してください。

操作マニュアル（手引）を参照しながら必要部分を入力修正してください。 グレー部分は入力修正できません。																																																																					
申請自治体・区分 <table> <thead> <tr> <th></th><th>建設工事</th><th>設計測量</th><th>維持管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>埼玉県</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td></tr> <tr><td>さいたま市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>川越市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>熊谷市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>川口市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>行田市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>秩父市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>所沢市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>飯能市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>加須市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>本庄市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>東松山市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>春日部市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>狭山市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>羽生市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>鴻巣市</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> </tbody> </table>			建設工事	設計測量	維持管理	埼玉県	☒	☒	☒	さいたま市	☐	☐	☐	川越市	☐	☐	☐	熊谷市	☐	☐	☐	川口市	☐	☐	☐	行田市	☐	☐	☐	秩父市	☐	☐	☐	所沢市	☐	☐	☐	飯能市	☐	☐	☐	加須市	☐	☐	☐	本庄市	☐	☐	☐	東松山市	☐	☐	☐	春日部市	☐	☐	☐	狭山市	☐	☐	☐	羽生市	☐	☐	☐	鴻巣市	☐	☐	☐
	建設工事	設計測量	維持管理																																																																		
埼玉県	☒	☒	☒																																																																		
さいたま市	☐	☐	☐																																																																		
川越市	☐	☐	☐																																																																		
熊谷市	☐	☐	☐																																																																		
川口市	☐	☐	☐																																																																		
行田市	☐	☐	☐																																																																		
秩父市	☐	☐	☐																																																																		
所沢市	☐	☐	☐																																																																		
飯能市	☐	☐	☐																																																																		
加須市	☐	☐	☐																																																																		
本庄市	☐	☐	☐																																																																		
東松山市	☐	☐	☐																																																																		
春日部市	☐	☐	☐																																																																		
狭山市	☐	☐	☐																																																																		
羽生市	☐	☐	☐																																																																		
鴻巣市	☐	☐	☐																																																																		

申請希望自治体等

申請希望自治体・区分	- 既に登録されている自治体及び業務区分には「レ」が入力されています。再度、申請自治体及び業務を確認してください。 - 新たに申請自治体及び業務を追加する場合、該当自治体の業務区分に「レ」を入力してください。 - 今回から申請自治体及び業務を削除する場合、該当自治体の業務区分から「レ」を削除してください。
------------	---

3 - 3 基本・共通情報の入力（2）

商号等	商号又は名称 (全角カナ)	★	ニウサツシンサカテストデータ (株式会社等法人の種類を表す文字は記入不要)
	商号又は名称	★	入札審査課テストデータ株式会社 (株式会社等法人の種類を表す文字は略さず記入する)
	法人番号	★	9999999999999
	代表者役職名 (臆本どおり)	★	代表取締役
	代表者氏名 (全角カナ)	★	シンサタロウ (姓と名前は空けずに入力)
	代表者氏名	★	審査太郎 (姓と名前は空けずに入力)
	電話番号	★	048-830-5771 (市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)
	ファクシミリ番号	★	048-830-4914 (市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)

商号等		
商号又は名称 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 30文字以内	・ 全て、全角及び大文字のカナで入力してください。また、法人の種類を表す名称（例：カブシキガイシャ等）は省略してください。 【例】H・G株式会社 → エイチジー
商号又は名称	全角30文字以内	・ 履歴(現在)事項全部証明書どおり(法人の種類を表す名称を省略せず)に入力してください。また、会社名との間は空けずに入力してください。 【例】(株) → 株式会社 - 入力時の共通ルールを確認してください。
法人番号	半角13文字	・ 法人番号指定通知書のとおりに入力してください。なお、同一法人の複数の事業所(本店、支店、事業所、営業所)で申請する場合、法人番号は同じです。
代表者役職名 (臆本どおり)	全角30文字以内	・ 履歴(現在)事項全部証明書どおりに入力してください。 ・ 個人事業者は「代表者」と入力してください。
代表者氏名 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 30文字以内	・ 姓と名の間は、空けないで入力してください。 ・ 全て、全角及び大文字のカナで入力してください。 【例】入札太郎→ニウサツタロウ
代表者氏名	全角20文字以内	・ 姓と名の間は、空けないで入力してください。 - 入力時の共通ルールを確認してください。
電話番号	半角13文字以内	・ 本店(主たる営業所)の番号を入力してください。 ・ 市外局番から「-」半角ハイフンで区切って入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内	

3 - 3 基本・共通情報の入力（3）

申請事業所情報	事業所名	★	本店	
	郵便番号	★	330	- 9301 住所検索
	都道府県名	★	埼玉県	
	市町村名（埼玉県内のみ）		さいたま市	市区町村選択
	字等（埼玉県外の場合は区市町村から）	★	浦和区高砂〇-〇-〇	
	ビル名		(丁目、番地は「-（ハイフン）」で区切り記入）	
	代表者役職名	★	代表取締役	
	代表者氏名（全角カナ）	★	シンサタロウ	(姓と名前は空けずに入力)
	代表者氏名	★	審査太郎	(姓と名前は空けずに入力)
	電話番号	★	048-830-5771	(市外局番から「-（ハイフン）」で区切り記入)
ファクシミリ番号		(市外局番から「-（ハイフン）」で区切り記入)		
電子メールアドレス				

申請事業所情報		
事業所名	全角30文字以内	・ 本店……………本店、本社で申請する場合 ・ ○○支店、○○営業所…代理人で申請する場合 ・ ○○部……………本店内で代理人を選定する場合 →契約権限が代表取締役ではなく、本店内の○○部長に委任する場合 A支店→B支店のように、異なる事業所へ契約権限を変更する場合は、今回の更新申請では変更できない場合があります。埼玉県入札審査課へ確認してください。
郵便番号	半角	申請する事業所の郵便番号を入力してください。(本店で申請であれば本店の住所を入力。○○支店で申請であれば○○支店の住所を入力。)
都道府県名		▼で選択してください。
市町村名	埼玉県内	「市区町村選択」ボタンで選択してください。
	埼玉県外	「字等」欄に直接、入力してください。
字等 (埼玉県外の場合は 区市町村から)	全角40文字以内	・ 丁目、番、号、番地は「 - 」全角ハイフンを使用してください。 【例】1丁目2番地3号 → 1 - 2 - 3 ・ 大字、字を省略してください。
ビル名	全角30文字以内	・ スペースを入力しないでください。 ・ 原則として「号」、「号室」は省略してください。 【例】 ○○ビル 101号 → ○○ビル - 101 ○○ビル 101号室→○○ビル - 101 ○○ビル2号棟 101号室→○○ビル2号棟 - 101
代表者役職名	全角30文字以内	・ 申請事業所の代表者(契約権者)の役職名を入力してください。 ・ 本店で申請の場合→代表取締役 ・ 支店、営業所等で申請の場合→○○支店長、○○営業所長 等 ・ 個人事業者は「代表者」と入力してください。
代表者氏名 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 20文字以内	・ 姓と名の間は、空けしないで入力してください。 ・ 全て、全角及び大文字のカナで入力してください。 【例】入札太郎→ニユウサツタロウ
代表者氏名	全角20文字以内	・ 姓と名の間は、空けしないで入力してください。 入力時の共通ルールを確認してください。
電話番号	半角13文字以内	市外局番から「 - 」半角ハイフンで区切って入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内	
電子メールアドレス	半角	パスワードの再発行を行う際に必要な項目です。必ず入力してください。

3 - 3 基本・共通情報の入力（４）

本店又は主たる 営業所の所在地	都道府県名	★ 埼玉県
	市町村名（埼玉県 内のみ）	さいたま市
	市区町村選択	
	字等（埼玉県外 の場合は区市町 村から）	浦和区高砂〇ー〇ー〇 (丁目、番地は「-（ハイフン）」で区切り記入）
ビル名		
個人の場合	破産の有無	★ ☒ 無し ☐ 有り

本店又は主たる営業所の所在地

● 建設工事の場合	建設業法上の主たる営業所の所在地を入力してください。
● 設計・調査・測量の場合	本店所在地を入力してください。（原則、履歴事項全部証明書どおりの住所）
● 土木施設維持管理の場合	本店所在地を入力してください。（原則、履歴事項全部証明書どおりの住所）
都道府県名	▼で選択してください。
市町村名	埼玉県内 埼玉県外
	「市区町村選択」ボタンで選択してください。 「字等」欄に直接、入力してください。
字等 (埼玉県外の場合は 区市町村から)	全角40文字以内
	・ 丁目、番、号、番地は「-」全角ハイフンを使用してください。 【例】1丁目2番地3号 → 1 - 2 - 3 ・ 大字、字を省略してください。
ビル名	全角30文字以内
	・ スペースを入力しないでください。 【例】 ○○ビルA 101号 → ○○ビルA - 101

個人の場合

破産の有無	・ 個人事業者の場合 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない場合は、“無し”を選択してください。 “有り”の場合は、申請することができません。 ・ 法人の場合 “無し”を選択してください。
-------	--

3 - 3 基本・共通情報の入力（5）

申請事務担当者	所属事業所・部 課係名	★ 本店	
	担当者氏名	★ 審査太郎	(姓と名前の間は空けずに入力)
	電話番号	★ 048-830-5771	(市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)
	ファクシミリ番号		(市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)
	電子メールアドレス		
	行政書士氏名		(姓と名前の間は空けずに入力)
	行政書士連絡先電 話番号		(市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)
	行政書士連絡先フ ァクシミリ番号		(市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)

申請事務担当者		
申請事務担当者とは・・・この申請に関する問合せに対応できる者を指します。		
所属事業所 ・部課所名	全角20文字以内	スペースを入力しないでください。 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業所の申請事務担当者の情報を入力してください。
担当者氏名	全角20文字以内	姓と名の間は、空けないで入力してください。 入力時の共通ルールを確認してください。 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業所の申請事務担当者の情報を入力してください。
電話番号	半角13文字以内	行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の申請事務担当者の情報を入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内	行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の申請事務担当者の情報を入力してください。
電子メールアドレス	半角	入札参加資格申請事務を行政書士が行う場合、原則行政書士のメールアドレスを登録してください。 名簿有効後(令和9年4月1日以降)の変更申請等を申請事業所の申請事務担当者が行う場合、令和9年4月1日以降にメールアドレスを申請事業所のものに変更する申請をしてください。 パスワードの再発行を行う際に必要な項目です。
行政書士名	全角20文字以内	行政書士が代理申請する場合、入力してください。 入札参加資格申請に係る問い合わせに利用します。
行政書士連絡先 電話番号	半角13文字以内	
行政書士連絡先 ファクシミリ番号	半角13文字以内	

3 - 3 基本・共通情報の入力（6）

障害者雇用状況	障害者雇用人数	★ 0 人
	法定雇用義務の有無	★ ☒ 無し ☐ 有り
	法定雇用率達成状況	★ ☒ 未達成 ☐ 達成
ISO9000シリーズ	取得の有無	★ ☐ 無し ☒ 有り
	認証機関名	〇〇認証機関
	登録番号	1234567890
	取得又は更新年月日	20250401
ISO14000シリーズ	取得の有無	★ ☒ 無し ☐ 有り
	認証機関名	
	登録番号	
	取得又は更新年月日	

障害者雇用状況				
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「障害者雇用状況報告書の提出義務(法定雇用義務)の有無」及び「障害者を雇用しているか」によって入力内容が異なります。 基準日(令和8年6月1日)				
入力パターン及び提出書類は、次のいずれかです。				
	雇用人数	法定雇用義務	達成状況	提出書類等
パターンA	1人以上	有り	達 成	障害者雇用状況報告書の写し
パターンB			未達成	障害者雇用状況報告書の写し
パターンC		無し	達 成	様式B - 5
パターンD	0人	有り	未達成	提出書類不要
パターンE		無し	未達成	提出書類不要

「障害者雇用状況報告書」の提出義務(法定雇用義務)のある者・・・令和8年6月1日時点での従業員総数が40人以上の事業者。

障害者雇用人数	半角	・ 実人数を入力してください。
法定雇用義務の有無		・ 上の表を参照の上、入力してください。
法定雇用率達成状況		・ 上の表を参照の上、入力してください。

ISO9000シリーズ、ISO14001シリーズ		
取得の有無		・ 申請している業種・業務に関連している内容で取得している場合に限りです。 【例】「建設工事」の申請で「物品販売」での認証取得は対象外です。
認証機関名	全角30文字以内	・ 公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行した登録証のみが対象です。
登録番号	半角10文字以内	・ 「/」スラッシュを、「-」ハイフンに置き換えて入力してください。 ・ 10桁を超える場合は、「-」を省略して入力してください。
取得又は更新年月日	半角数字8文字	・ 取得年月日(更新している場合は更新年月日)を入力してください。 申請日現在で有効でなければなりません。 更新年月日が記載されていない場合には、有効期限から3年遡り1日加えた日付を入力してください。 【例】有効期限が2027年5月2日の場合→20240503と入力。

3 - 3 基本・共通情報の入力（7）

資本金（千円）	★	1000
自己資本額（千円）	★	1000
営業年数	★	10 年

資本金、自己資本額、営業年数		
資本金（千円）	半角数字	『建設工事』のみ申請する場合 ・申請日現在、有効な経審(有効な経審が複数ある場合は、審査基準日が直近のもの)に記載されている金額及び年数を入力してください。 『設計・調査・測量』、『土木施設維持管理』を申請する場合 ・「資本金」欄及び「自己資本額」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)の金額を入力してください。 ・「営業年数」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)において、申請業務のうち、営業年数の長いもの(ただし、休業等の期間を除く)を入力してください。
自己資本額（千円）	半角数字	
営業年数	半角数字	『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合 ・「資本金」欄及び「自己資本額」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)の金額を入力してください。 ・「営業年数」欄 前述 と を比べて、営業年数の長いもの(ただし、休業等の期間を除く)を入力してください。

- ・ 入力内容を確認してください。
- ・ 【保存して次へ】をクリックしてください。

「建設工事」…………… 3 3 ページへ
「設計・調査・測量」…… 4 2 ページへ
「土木施設維持管理」…… 5 2 ページへ

3 - 4 建設工事情報（共通）の入力

建設工事情報登録（共通）			
次の事項について必要部分を入力後、「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。			
区分	法人		
許可番号	★ 99	一第 999999	号
審査基準日			
監理技術者数	★ 0	人	
建設業労働災害防止協会加入の有無	★ ☒ 無 ☐ 有		
保存して次へ メニューへ戻る			

建設工事共通情報		
許可番号（左欄）	半角数字 2 桁	許可を受けた行政庁コードを入力してください。 【参考】 ↓ 許可行政庁（コードは下記を参照） ○ ○ 県知事許可 許可(般 - 30) 第123456号 この番号 ↑ ではありません
		00 国土交通大臣 16 富山県知事 32 島根県知事 01 北海道知事 17 石川県知事 33 岡山県知事 02 青森県知事 18 福井県知事 34 広島県知事 03 岩手県知事 19 山梨県知事 35 山口県知事 04 宮城県知事 20 長野県知事 36 徳島県知事 05 秋田県知事 21 岐阜県知事 37 香川県知事 06 山形県知事 22 静岡県知事 38 愛媛県知事 07 福島県知事 23 愛知県知事 39 高知県知事 08 茨城県知事 24 三重県知事 40 福岡県知事 09 栃木県知事 25 滋賀県知事 41 佐賀県知事 10 群馬県知事 26 京都府知事 42 長崎県知事 11 埼玉県知事 27 大阪府知事 43 熊本県知事 12 千葉県知事 28 兵庫県知事 44 大分県知事 13 東京都知事 29 奈良県知事 45 宮崎県知事 14 神奈川県知事 30 和歌山県知事 46 鹿児島県知事 15 新潟県知事 31 鳥取県知事 47 沖縄県知事
許可番号（右欄）	半角数字 6 桁	6 桁の許可番号を入力してください。
審査基準日		・ 入力不要です。 ・ 初期画面では 7・8 年度申請受付時の審査基準日が表示されます。 ・ 全データ入力完了後、最新の日付に自動的に更新されます。
監理技術者数	半角数字	・ 申請日現在、直接かつ恒常的な雇用関係にある者で、(一財)建設業技術者センターから「監理技術者資格証」の交付を受けた者の人数を入力してください。 ・ 人数は、法人全体の人数を入力してください。 事業所の人数ではありません。 ・ 様式 B - 6 に貼付する監理技術者資格者証は、有効期間内かつ記載されている所属建設業者名が申請事業者名と一致しているものに限りです。
建設業労働災害防止協会加入の有無		・ 申請日現在での、加入の「有」「無」にチェックしてください。 「有」を選択した場合、建設業労働災害防止協会加入証明書の提出が必要です。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（１）

「3 - 3 基本・共通情報の入力（１）」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」→ 令和 7・8 年度に「建設工事」の登録がある場合

「未登録」→ 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

[戻る](#)

申請自治体	自治体個別情報	登録状況
埼玉県	申請	登録済
さいたま市		
川越市	申請	未登録
熊谷市		
川口市		
行田市		

【変更申請を行う場合】
申請（修正）する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。
修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。

【更新申請を行う場合】
既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。
先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（2）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊 5 を確認しながら、必要に応じて▼ボタンで選択します。
- 2 納税状況
別冊 5 を確認しながら、該当するものを選択します。
- 3 主要取引金融機関
主要取引金融機関名等を入力してください。
- 4 予備欄 1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を入力してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を入力してください。
所在地は都道府県名から入力してください。
原則、建設業法又は測量法上の主たる営業所の所在地と履歴（現在）事項全部証明書に記載されている本店の所在地が異なる場合に入力してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄 2 ～ 予備欄 10 に、別冊 5 を確認しながら、必要事項を入力します。
- 7 申請業種、受注希望工事、完工高の実績割合を入力（次ページ以降参照）します。

【複写】ボタンで複写されるのは、2、3、4、7の入力内容です。

建設工事情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。
入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。
画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

5
複 写
前自治体
次自治体

申請自治体：埼玉県

本社情報

地区コード ▼

事業所情報

地区コード ▼

地域区分 ▼

納税

納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外

主要取引金融機関

金融機関名

支店等名

予備欄

予備欄 1

予備欄 2

予備欄 3

予備欄 4

予備欄 5

予備欄 2 ～ 予備欄 10 の入力内容は、自治体ごとに異なります。
別冊 5 を確認してください。

申請業種名★	総合評定値	受注希望工事
土木工事業 ▼		設定
建築工事業 ▼		設定
管工事業 ▼		設定
ほ装工事業 ▼		設定
未選択 ▼		設定

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（3）

先頭自治体の申請業種、受注希望工事（完工高の実績割合等を含む）を入力します。

入力前に確認！

- ・ 申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。
- ・ 他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することができません。
- ・ 経審を受審していない業種を、申請することはできません。
- ・ 申請業種を削除する場合は、「申請業種名」欄で「未選択」を選択してください。

「受注希望工事」画面のデータを消去しただけでは、当該業種を削除できません。

- ・ 名簿有効期間中に、一部の自治体では一度申請した業種を変更することはできません。

申請業種名★	総合評定値	受注希望工事
土木工事業 ▼		設定
建築工事業 ▼		設定
管工事業 ▼		設定
ほ装工事業 ▼		設定
未選択 ▼		設定

申請業種等	
申請業種名	・ ▼ボタンで申請する業種を選択してください。
総合評定値	・ 入力不要です。（入力できません。）
受注希望工事	・ 【設定】ボタンを選択し必要事項を入力してください。 詳細は、次ページを確認してください。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（４）

【入力例】 とび・土工工事業に係る受注希望工事情報登録

必要事項を入力し、入力内容を確認したら【登録】ボタンをクリックしてください。

【閉じる】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

受注希望工事情報登録（とび・土工工事業）				
次の事項について必要部分を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。				
申請自治体：埼玉県				
工事分類名	希望の有無	完工高の実績割合	資格情報	備考
鉄骨等組立架設工事	☒	20 %		
ひき工事	☒	20 %		
くい工事	☐	%		
場所打ちくい工事	☐	%		
土工工事	☐	%		
コンクリート工事	☒	15 %		
地盤改良工事	☐	%		
吹付け工事	☐	%		
道路付属物設置工事	☐	%		
外構工事	☐	%		
その他工事	☐	%		
希望しない工事		45 %		
割合合計		100 %		

・最低1か所の工事分類名の「希望の有無」にチェックをつけてください。
 ・「希望の有無」にチェックをつけた工事分類には、必ず数字(0~100)を入力してください。
 ・割合合計は0%又は100%になるように入力してください。
 ・希望無で実績のある工事については、「希望しない工事」の実績割合に合計値を入力してください。
 ・（「希望の有無」にチェックがついていない工事分類名に数字を入力しないでください）
 ・全ての工事分類を希望する場合、希望しない工事の完工高の実績割合は入力なし又は0を入力してください。

受注希望工事情報登録		
希望の有無		・ 申請する工事にチェックをつけてください。 (最低1か所は、必ずチェックをつけてください。)
完工高の実績割合	半角数字	以下 、 のどちらか当てはまる方を参照の上、入力してください。 経審で「完成工事高」が「1以上」の業種を申請する場合 申請業種の完成工事高を“100%”として、工事分類名の工事で按分した割合を入力してください。また、受注希望工事として申請しない工事に係る実績は、全て「希望しない工事」へ計上してください。 工事分類を特定できない場合は、工事内容により按分し、それぞれの工事分類に計上してください。 工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請することは可能です。その場合、希望の有無欄にチェックをし、実績割合は“0%”と入力してください。 工事分類名ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算で按分し、合計が“100%”となるように入力してください。 経審で「完成工事高」が「0」の業種を申請する場合 希望の有無欄にチェックをした完工高の実績割合、希望しない工事、割合合計はすべて「0」としてください。 経審の完工高が「0」の業種に「1以上」の実績割合が入力されていた場合、共同受付窓口で「0」に修正します。御承知おきください。 ・ 完工高の実績割合は、申請時の経審に基づき登録します。名簿有効期間中、変更できません。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（５）

資格情報を入力すべき業種について

【入力例】 電気工事業に係る受注希望工事情報登録

受注希望工事情報登録（電気工事業）				
次の事項について必要額を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。				
申請自治体：埼玉県				
工事分類名	希望の有無（※）	希望の金額（円）	希望の業種	備考
総合電気設備工事	☒	50	%	埼玉県知事 1 2 3 4 5
発電変電設備工事	☐		%	
送配電設備工事	☐		%	
電気設備工事	☐		%	
建ち廻り設備工事	☐		%	
上下水道施設電気設備工事	☐		%	
その他工事	☐		%	
希望しない工事		50	%	
総合合計		100	%	

※ 希望の有無は「希望の有無」にチェックしてください。
 ※ 希望の金額は「希望の金額」に数字を入力してください。
 ※ 希望の業種は「希望の業種」に数字を入力してください。
 ※ 希望の業種は「希望の業種」に数字を入力してください。
 ※ 希望の業種は「希望の業種」に数字を入力してください。
 ※ 希望の業種は「希望の業種」に数字を入力してください。

登録 閉じる

受注希望工事情報登録

資格情報	全角10文字以内	・ 次の表に掲げる受注希望工事を申請する際は、“ 資格情報（番号） ” を入力してください。
------	----------	--

資格情報の入力・証明できる書類が必要な受注希望工事

業種名	受注希望工事名	資格情報	入力例
電 気 工 事 業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等の届出番号	埼玉県知事 1 2 3 4 5
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管 工 事 業	浄 化 槽 工 事	埼玉県に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」の届出番号	埼玉県知事 1 2 3 4 5
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I 第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I 第2種、総合種、又はA I・D D 総合種、総合通信）」の資格者証番号	A U 0 0 A 1 2 3 4 5
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、D D 第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、D D 第2種、総合種、又はA I・D D 総合種、総合通信）」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事 1 2 3 4 5
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

書類の内容により資格情報が確認できない場合、当該受注希望工事を申請することはできません。

詳しくは、申請の手引 1 1 ～ 1 2 ページ、別冊 2 を確認してください。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（6）

- 1 先頭自治体への申請データ入力が終わったら【次自治体】ボタンをクリックし、未入力の自治体分の申請データを入力します。
- 2 全ての自治体への申請データの入力が終わったら【確認】ボタンをクリックします。
- 3 入力作業を中断するときは【一時保存】ボタンをクリックしてから【戻る】ボタン又は【メニューへ戻る】ボタンをクリックしてください。
 - 1 【戻る】ボタンをクリックすると「申請自治体選択（個別情報）」画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。
 - 2 【メニューへ戻る】ボタンをクリックすると、メニュー画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

建設工事情報登録（個別）																					
申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。																					
複写 前自治体 次自治体 1																					
申請自治体：埼玉県																					
本社情報 地区コード																					
事業所情報 地区コード 地域区分																					
納税 納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外																					
主要取引金融機関 金融機関名 〇〇銀行 支店等名 県庁支店																					
予備欄 <table border="1"> <tr><td>予備欄 1</td><td>埼玉県さいたま市浦和区仲町〇-〇-〇</td></tr> <tr><td>予備欄 2</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 3</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 4</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 5</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 6</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 7</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 8</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 9</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 10</td><td></td></tr> </table>		予備欄 1	埼玉県さいたま市浦和区仲町〇-〇-〇	予備欄 2		予備欄 3		予備欄 4		予備欄 5		予備欄 6		予備欄 7		予備欄 8		予備欄 9		予備欄 10	
予備欄 1	埼玉県さいたま市浦和区仲町〇-〇-〇																				
予備欄 2																					
予備欄 3																					
予備欄 4																					
予備欄 5																					
予備欄 6																					
予備欄 7																					
予備欄 8																					
予備欄 9																					
予備欄 10																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請業種名★</th> <th>総合評定値受注希望工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事業 </td> <td>設定</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事業 </td> <td>設定</td> </tr> <tr> <td>管工事業 </td> <td>設定</td> </tr> <tr> <td>舗装工事業 </td> <td>設定</td> </tr> <tr> <td>電気工事業 </td> <td>設定</td> </tr> </tbody> </table>		申請業種名★	総合評定値受注希望工事	土木工事業	設定	とび・土工工事業	設定	管工事業	設定	舗装工事業	設定	電気工事業	設定								
申請業種名★	総合評定値受注希望工事																				
土木工事業	設定																				
とび・土工工事業	設定																				
管工事業	設定																				
舗装工事業	設定																				
電気工事業	設定																				
3 2 1 2 一時保存 確認 戻る メニューへ戻る																					

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（7）

「申請書入力データ登録確認」画面に移ります。

- 1 基本・共通情報、建設工事情報（共通）、建設工事情報（個別）で入力した内容の確認をします。
 - 1 変更後（右側）には、追加、修正及び削除を行った項目が表示されます。
 - 2 変更後（右側）が空欄の場合は、変更前（左側）の情報がそのまま引き継がれます。（削除されたわけではありません。）
 - 3 受注希望工事や実績割合は【表示】ボタンをクリックして確認します。
- 2 確認が終わったら【登録】ボタンをクリックして、データを登録します。

申請書入力データ登録確認

内容が正しいことを確認したら、画面の一番下の「登録」ボタンをクリックしてください。

※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

なお、「変更後」欄には変更があったもののみを表示しています。

共通・基本情報登録確認

1114458149

申請年度	令和9年・10年			
法人又は個人の区分	法人			
業者区分	一級業者			
申請希望自治体	申請自治体	建設工事	変更前 埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	変更後 埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
		設計調査測量	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
		土木施設維持管理	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
商号等	商号又は名称（全角カナ）	変更前 ニユウサツシンサカタテストデータ	変更後	
	商号又は名称（本号）	入札審査課テストデータ株式会社		
	代表者役職名（本号）	代表取締役		
	代表者氏名（全角カナ）	シンサタロウ		
	代表者氏名	審査太郎	1、2	
	電話番号	048-830-5771		
	ファクシミリ番号			
事業所名	本店			

建設工事情報登録（個別）登録確認		
申請業種名	総合評定	受注希望工事
土木工事業		表示
とび・土工工事業		表示
管工事業		表示
舗装工事業		表示
電気工事業		表示

2

印刷 登録 戻る メニューへ戻る

3

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（8）

建設工事の新規データ入力完了すると、データ入力完了画面に移ります。

1 申請業務が「建設工事」のみの場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(5 8 ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

メニューへ戻る

2 「設計・調査・測量」も申請する場合

【設計・調査・測量情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力続けます。

(次ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

・設計・調査・測量の申請情報登録に進むには設計・調査・測量（共通）登録ボタンをクリックしてください。

設計・調査・測量情報（共通）登録

メニューへ戻る

3 申請業務が「建設工事」と「土木施設維持管理」の場合

【土木施設維持管理情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力続けます。

(5 2 ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

・引き続き、土木施設維持管理の申請情報登録に進むには土木施設維持管理情報（共通）登録ボタンをクリックしてください。

土木施設維持管理情報（共通）登録

メニューへ戻る

メニューへ戻って登録(入力)内容の確認後、入力データを送信しないと申請は完了しません。(5 8 ページへ)

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（１）

申請事業所で取得している登録情報を入力してください。

なお、申請事業所では取得していないが、事業者（他の事業所）として取得しているものがある場合は、その登録情報を入力してください。（確認書類の提出が必要です。）

設計・調査・測量情報登録（共通）					
次の事項について必要部分を入力後、画面の一番下にある「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。					
登録年月日					
登録業務名	部門	登録状況★	登録番号（全角）	登録機関名	登録年月日
測量業者登録 建築関連 コンサルタント登録	測量	☒ 有 ☐ 無	第12345号（本店）	国土交通省〇〇地方整備局	20250101
	建築関連 コンサルタント	☒ 有 ☐ 無	第98766号（本店）	埼玉県知事	20250101
地質調査	地質調査	☐ 有 ☒ 無			
	土地調査	☐ 有 ☒ 無			

事業所追加で他事業所で既に設計・調査・測量の登録がある場合、同一の内容を入力してください。

登録番号等		
登録状況		・登録の有無を選択してください。
登録番号（全角）	全角20文字以内	・登録通知書、登録証明書、更新通知書等に記載されている番号を入力してください。
		・測量業登録及び建築士事務所登録は、申請事業所名を登録番号の後ろの（ ）に入力してください。 なお、申請事業所で測量業登録及び建築士事務所登録はないが、他に登録が有る事業所があり、その事業所が当該業務で申請しているような場合は、その事業所名を登録番号の後ろの（ ）に入力してください。
		・失効している登録情報は、削除してください。
		入力例
	測量業者登録	第××○号（本店又は○○支店等）
	建築士事務所登録	第○○号（本店又は○○支店等）
	地質調査登録	質○○第×号
	補償コンサルタント登録	補○○第○○××号
	建設コンサルタント登録	建○○第×○○号
	不動産鑑定業者登録	第○○×号
計量証明事業者登録	○○第××○号	
登録機関名	全角20文字以内	・国土交通省関東地方整備局、埼玉県知事 等
登録年月日	半角数字8文字	・更新している場合は、更新後の登録年月日を入力してください。
		・西暦で入力してください。 入力例：2026年7月1日 → 20260701
		・計量証明事業者登録などで、複数登録がある場合は、最も古い日付を入力してください。

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（2）

職員数表

申請業務に係る常勤役員・使用人			申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		総職員数
技術職員★	その他★	計			
10	5	15	15	30	

実績情報

年間平均業務実績高（千円）★ 12345

A → B

職員数表（審査基準日現在の情報を入力してください）			
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。			
申請業務に係る常勤役員・使用人	技術職員（A）	半角数字	・「設計・調査・測量」業務に係る技術職員の人数（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）を入力してください。 ・営業所で申請する場合でも、会社全体の人数を入力してください。 ・「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）を申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
	その他（B）	半角数字	・「設計・調査・測量」業務に係る技術職員以外（技術職員以外の常勤役員、経理従事者など）の人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。 ・「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		半角数字	・「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。

実績情報（審査基準日現在の情報を入力してください）		
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
年間平均業務実績高（千円）	半角数字	・「設計・調査・測量」業務に係る消費税抜きの実績高で、2年間（24か月）の平均を（千円未満切捨て）入力してください。

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（3）

技術職員等入力票								
技術職員一覧								
資格区分	資格コード	人数	資格区分	資格コード	人数			
技術士	土質及び基礎	DA	1	人				
	鋼構造及びコンクリート	DB	1	人				
	都市計画及び地方計画	DC	0	人				
	河川、砂防及び海岸	DD	1	人				
	港湾及び空港	DE	0	人				
	電力土木	DF	1	人				
	道路	DG	0	人				
	鉄道	DH	1	人				
	トンネル	DI	1	人				
	施工計画及び施工設備	DJ	0	人				
	建設環境	DL	0	人				
	上水道及び工業用水道	DO	0	人				
	下水道	DP	0	人				
技術職員	建築施工管理技士	建築施工管理技士1級	C1	5	人			
	建築施工管理技士2級	C2	0	人				
	建築士	建築士1級	B1	10	人			
	建築士2級	B2	0	人				
	建築設備士	B4	0	人				
	その他の建築技術職員	B5	0	人				
	技術士(電気・電子部門)	DQ	0	人				
	電気工事士	電気工事士1種	I1	0	人			
	電気工事士2種	I2	0	人				
	電気工事施工管理技士	電気工事施工管理技士1級	L1	0	人			
	電気工事施工管理技士2級	L2	0	人				
	電気主任技術者1種	J1	0	人				
	電気主任技術者2種	J2	0	人				
RCCM	鉄道	PH	0	人				
	トンネル	PI	0	人				
	施工計画及び施工設備	PJ	0	人				
	建設環境	PL	0	人				
	上水道及び工業用水道	PO	0	人				
	下水道	PP	0	人				
	電気・電子部門	PQ	0	人				
	機械部門	PR	0	人				
	農業部門	PM	0	人				
	森林部門	PN	0	人				
	造園	PS	0	人				
	水産部門	PT	0	人				
	土木施工管理技士	土木施工管理技士1級	A1	0	人			
土木施工管理技士2級	A2	0	人					
建設機械施工技士	建設機械施工技士1級	H1	0	人				
建設機械施工技士2級	H2	0	人					
造園施工管理技士	造園施工管理技士1級	G1	0	人				
造園施工管理技士2級	G2	0	人					
土地計画整理士	V1	0	人					
その他の土木技術職員	Z1	0	人					
技術職員計					1	X1	28	人
不動産鑑定士					T1	3	人	
不動産鑑定士補					T2	0	人	
土地家屋調査士					U1	2	人	
補償業務管理士					R1	2	人	
その他の補償事務職員					W1	0	人	
その他の事務職員(営業、経理等の担当者)					X1	0	人	
事務職員計					2	X2	7	人
設計・調査・測量業務に係る合計職員数					X3	35	人	

1 「X1」の人数については、前ページ「職員数表」中のA以上になるようにして下さい。

2 「X2」の人数については、前ページ「職員数表」中のB以上になるようにして下さい。

保存して次へ メニューへ戻る

技術職員等入力票（審査基準日現在の情報を入力してください）		
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
技術職員人数	半角数字	・ 前ページ「職員数表」中の「申請業務に係る常勤役員・使用人」(前ページのA及びBに計上した者)の資格ごとの内訳(延人数)を入力してください。 なお、Aの技術職員の内訳は「技術職員」欄に、Bのその他の内訳は「事務職員」欄に入力してください。 ・ 1人の技術職員が複数の資格を持っている場合は、持っている資格を全て計上してください。 【例】「道路」と「測量士」の両方の資格を持っている場合、それぞれの資格の人数に計上。 ・ 資格区分ごとに、延人数を入力してください。 また、合計職員数も延人数です。 ・ 1人の者が、等級が違う同種の資格を有している場合は、上位の資格を入力してください。

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（１）

「3 - 3 基本・共通情報の入力（１）」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」→ 令和 7・8 年度に「設計・調査・測量」の登録がある場合

「未登録」→ 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

申請自治体	自治体個別情報	登録状況
埼玉県	申請	登録済
さいたま市		
川越市	申請	未登録
熊谷市		
川口市		
行田市		

【変更申請を行う場合】
申請(修正)する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。
修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。

【更新申請を行う場合】
既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。
先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（2）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊 5 を確認しながら、必要に応じて▼ボタンで選択します。
- 2 納税状況
別冊 5 を確認しながら、該当するものを選択します。
- 3 主要取引金融機関
事業者としての主要取引金融機関名等入力します。
- 4 予備欄 1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を入力してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を入力してください。
所在地は都道府県名から入力してください。
原則、建設業法又は測量法上の主たる営業所の所在地と履歴（現在）事項全部証明書に記載されている本店の所在地が異なる場合に入力してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄 2 ～ 予備欄 10 に、別冊 5 を確認しながら、必要事項を入力します。

【複写】ボタンで複写されるのは、下図の 2、3、4 及び 47、48 ページの入力内容です。

資格審査申請業務、受注希望業務、実績割合を入力（次ページ以降参照）します。

「建設工事」を申請している場合は、「3 - 5 . 建設工事情報(個別)の入力(2)」で登録した内容が表示されています。

設計・調査・測量情報登録（個別）		
申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。		
5 複写 前自治体 次自治体		
申請自治体：埼玉県		
本社情報 地区コード ▼ 事業所情報 地区コード ▼ 地域区分 ▼	1 本社情報、事業所情報の入力内容は、自治体ごとに異なります（別冊 5 を確認してください。）。	
納税 納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外	2	
主要取引金融機関 金融機関名 〇〇銀行 支店等名 県庁支店	3	
予備欄 予備欄 1 埼玉県さいたま市浦和区仲町〇—〇—〇 予備欄 2 予備欄 3 予備欄 4	4	
予備欄 2 ～ 予備欄 10 の入力内容は、自治体ごとに異なります。 別冊 5 を確認してください。		6

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（3）

先頭自治体の資格審査申請業務等を入力します。

資格審査申請業務		
登録業務名	登録状況	資格審査申請業務★
測量業者登録	有	申請する ▼
建築関連コンサルタント登録	有	申請する ▼
地質調査		申請しない ▼
補償コンサルタント登録		申請しない ▼
建設コンサルタント登録		申請しない ▼
その他	内容:	申請しない ▼

関連（系列）業者情報	
関連（系列）建設業者 1	
関連（系列）建設業者 2	
関連（系列）建設業者 3	
関連（系列）建設業者 4	

資格審査申請業務		
登録状況	入力できません	・「3 - 6 設計・調査・測量情報(共通)の入力(1)」の入力内容が反映されます。
資格審査申請業務		・ ▼ ボタンで選択してください。 ・ 「測量」及び「建築士事務所登録のうちの建築意匠」業務は、申請事業所が登録されていないと申請できません。
その他	全角30文字以内	・ 具体的な業務内容を入力してください。 なお、不動産鑑定業務は「不動産鑑定」、補償説明業務は「補償説明」、計量証明業務は「計量証明」、土地家屋調査士業務は「登記業務」と入力してください。 「8000 資料整備」を申請する場合、『その他の内容』欄に「資料整備」と入力してください。

関係（系列）業者情報		
関連(系列)業者情報	全角15文字以内	申請事業者と関連する（系列）業者が、建設産業関連の業務（建設業務、建設関係設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務）を行っている場合で、次のいずれかに該当するときは、当該業者名を（4者まで）入力してください。 ・ 当該業者の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき ・ 当該業者の出資総額の100分の50以上を有しているとき ・ 当該業者の代表権を有している役員がいるとき ・ 当該業者と特別な提携関係があるとき

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（４）

先頭自治体の希望業務等入力票に、必要事項を入力します。

入力前に確認！

- ・「測量」及び「建築士事務所登録のうちの建築意匠」業務は、申請事業所が登録されていないと申請できません。
- ・一度申請した業務を抹消し、抹消後に再度、当該業務を申請することはできません。
- ・会社(法人)、事業主(個人事業者)の代理人として申請することができるのは、５名までです。
- ・他の事業所で申請した業務を、重ねて申請することはできません。
- ・一度申請した業務を変更することはできません。
- ・申請業務を削除する場合は、「資格審査申請業務」欄で「申請しない」を選択してください。

希望業務等入力票									
希望業務等一覧									
業務分類名/業務コード			実績割合	希望	業務分類名/業務コード			実績割合	希望
測量業者登録	測量一般	3000	10	% ☒	河川、砂防及び海岸	河川	7000	0	% ☐
	地図の調製	3010	10	% ☒		砂防	7001	0	% ☐
	航空測量	3020	10	% ☒		ダム	7002	0	% ☐
	居住施設	4000	5	% ☒		港湾及び空港	7010	0	% ☐
	学校施設	4001	5	% ☒		電力土木	7020	0	% ☐
建設環境					環境調査・計画	7170	0	% ☐	
					環境設備	7171	0	% ☐	
					その他の建設コンサルタント	7900	0	% ☐	
					資料整備	8000	0	% ☐	
その他					その他	8001	0	% ☐	
申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合							0000	100	%

希望業務等入力票（審査基準日現在の情報を入力してください）

設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。

実績割合	半角数字	・業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように入力してください。（『設計・調査・測量』業務としての売上げ実績がない場合は、合計が“0%”と入力してください。）										
		・希望しない業務で実績がある場合でも、実績割合を入力してください。希望する業務で実績がない場合は“0%”を入力してください。										
		・「申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合」欄は、審査基準日からさかのぼって2年間(24か月)の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「申請地方公共団体内に所在する営業所(本店も含む。)の年間平均業務実績高」の割合を入力してください。 杉戸町の「0000 申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合」欄は、「県内営業所(本店も含む。)の年間平均業務実績高の割合」と読み替えて入力してください(埼玉県に申請している場合は、埼玉県と同様の実績割合を入力してください。) 【例：法人全体の売上が2億円の場合】 <table><tr><th>売上実績</th><th>申請自治体</th></tr><tr><td>本店(川越市 4千万)</td><td>川越市 20%</td></tr><tr><td>A支店(川口市 2千万)</td><td>川口市 10%</td></tr><tr><td>B支店(所沢市 4千万)</td><td>所沢市 20%</td></tr><tr><td></td><td>埼玉県 50%</td></tr><tr><td>C支店(埼玉県外 1億)</td><td>上記以外 0%</td></tr></table>	売上実績	申請自治体	本店(川越市 4千万)	川越市 20%	A支店(川口市 2千万)	川口市 10%	B支店(所沢市 4千万)	所沢市 20%		埼玉県 50%
売上実績	申請自治体											
本店(川越市 4千万)	川越市 20%											
A支店(川口市 2千万)	川口市 10%											
B支店(所沢市 4千万)	所沢市 20%											
	埼玉県 50%											
C支店(埼玉県外 1億)	上記以外 0%											
希望	・希望する業務にチェックを入力してください。 ・希望する業務は、＜別表2＞「設計・調査・測量」業務コード表を参照し入力してください。 「その他」の「資料整備」にチェックを入力した場合、前ページ「資格審査申請業務」中の「その他」の内容に「資料整備」と入力してください。											

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（５）

- 1 先頭自治体への申請データ入力が終わったら【次自治体】ボタンをクリックし、未入力の自治体分の申請データを入力します。
- 2 全ての自治体への申請データの入力が終わったら【確認】ボタンをクリックします。
- 3 入力作業を中断するときは【一時保存】ボタンをクリックしてから【戻る】ボタン又は【メニューへ戻る】ボタンをクリックしてください。
 - 1 【戻る】ボタンをクリックすると「申請自治体選択（個別情報）」画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。
 - 2 【メニューへ戻る】ボタンをクリックすると、メニュー画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

設計・調査・測量情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。
 入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。
 画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

複 写
前自治体
次自治体
1

申請自治体：埼玉県

本社情報
 地区コード ▼

事業所情報
 地区コード ▼
 地域区分 ▼

納税
 納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外

主要取引金融機関

金融機関名	〇〇銀行
支店等名	県庁支店

シ ン ト 登 録	補償関連	6005	0	%	☐	建 設 環 境	特殊構造	7134	0	%	☐			
	事業認定	6006	0	%	☐		維持・補修・その他	7135	0	%	☐			
	その他	6007	0	%	☐		トンネル	7140	0	%	☐			
							施工計画、施工設備及び積算	7150	0	%	☐			
						そ の 他	建設機械	7160	0	%	☐			
							環境調査・計画	7170	0	%	☐			
							環境設備	7171	0	%	☐			
							その他の建設コンサルタント	7900	0	%	☐			
							資料整備	8000	0	%	☐			
							その他	8001	0	%	☐			
											申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合	0000	100	%

3
一時保存
2
確認
1
戻　　る
2
メニューへ戻る

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（7）

設計・調査・測量の更新データ入力完了すると、この画面に移ります。

1 申請業務が「設計・調査・測量」のみの場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(5 8 ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

メニューへ戻る

2 申請業務が「建設工事」と「設計・調査・測量」の場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(5 8 ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

メニューへ戻る

3 「土木施設維持管理」も申請する場合

【土木施設維持管理情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力进行続けます。

(次ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

・引き続き、土木施設維持管理の申請情報登録に進むには土木施設維持管理情報（共通）登録ボタンをクリックしてください。

土木施設維持管理情報（共通）登録

メニューへ戻る

メニューへ戻って登録(入力)内容の確認後、入力データを送信しないと申請は完了しません。(5 8 ページへ)

3 - 8 土木施設維持管理情報（共通）の入力

土木施設維持管理情報登録（共通）

次の事項について必要部分を入力後、「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

A →

申請業務に係る常勤役員・使用人			申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		総職員数
技術職員	その他	計			
1	1	2	28		30

B ↗

実績情報	
年間平均業務実績高（千円）	2000

保存して次へ
メニューへ戻る

職員数表、実績情報を入力し【保存して次へ】をクリックしてください。

職員数表（審査基準日現在の情報を入力してください）			
土木施設維持管理における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。			
申請業務に係る常勤役員・使用人	技術職員（A）	半角数字	・「土木施設維持管理」業務に係る技術職員の人数（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）を入力してください。 ・営業所で申請する場合でも、会社全体の人数を入力してください。 ・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）を申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
	その他（B）	半角数字	・「土木施設維持管理」業務に係る技術職員以外（技術職員以外の常勤役員、経理従事者など）の人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。 ・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		半角数字	・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。

実績情報（審査基準日現在の情報を入力してください）		
土木施設維持管理における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
年間平均業務実績高（千円）	半角数字	・「土木施設維持管理」業務に係る消費税抜きの実績高で、2年間（24か月）の平均を（千円未満切捨て）入力してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（１）

「3 - 3 基本・共通情報の入力（１）」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」→ 令和 7・8 年度に「土木施設維持管理」の登録がある場合

「未登録」→ 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

[戻る](#)

申請自治体	自治体個別情報	登録状況
埼玉県	申請	登録済
さいたま市		
川越市	申請	未登録
熊谷市		
川口市		
行田市		

【変更申請を行う場合】
申請（修正）する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。
修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。

【更新申請を行う場合】
既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。
先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（２）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊 5 を確認しながら、必要に応じて▼ボタンで選択します。
- 2 納税状況
別冊 5 を確認しながら、該当するものを選択します。
- 3 主要取引金融機関
法人としての主要取引金融機関名等入力します。
- 4 予備欄 1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を入力してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を入力してください。
所在地は都道府県名から入力してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄 2 ～ 予備欄 10 に、別冊 5 を確認しながら、必要事項を入力します。

【複写】ボタンで複写されるのは、下図の 2、3、4 と次ページの入力内容です。

資格審査申請業務を入力（次ページ）します。

既に申請している業務がある場合は、当該業務で登録した内容が表示されています。

土木施設維持管理情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。
入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。
画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

5
複 写
前自治体
次自治体

申請自治体：埼玉県

本社情報

地区コード ▼

事業所情報

地区コード ▼

地域区分 ▼

本社情報、事業所情報の入力内容は、自治体ごとに異なります（別冊 5 を確認してください。）。 1

納税

納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外

2

主要取引金融機関

金融機関名

支店等名

3

予備欄

予備欄 1

予備欄 2

予備欄 3

予備欄 4

4

予備欄 2 ～ 予備欄 10 の入力内容は、自治体ごとに異なります。
別冊 5 を確認してください。 6

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（3）

資格審査申請業務を入力します。

入力前に確認！

- ・他の事業所で申請した業務を、重ねて申請することはできません。
- ・一度申請した業務を抹消し、抹消後に再度、当該業務を申請することはできません。
- ・会社(法人)、事業主(個人事業者)の代理人として申請することができるのは、1名です。
- ・申請業務を削除する場合は、「資格審査申請業務」欄で「申請しない」を選択してください。

資格審査申請業務			
道路★	河川★	苑地★	下水道★
申請する ▼	申請する ▼	申請しない ▼	申請しない ▼

一時保存 **確認** 戻る メニューへ戻る

資格審査申請業務		
資格審査申請業務	道路 河川 苑地 下水道	・ ▼ボタンで選択してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（４）

- 1 先頭自治体への申請データ入力が終わったら【次自治体】ボタンをクリックし、未入力の自治体分の申請データを入力します。
- 2 全ての自治体への申請データの入力が終わったら【確認】ボタンをクリックします。
- 3 入力作業を中断するときは【一時保存】ボタンをクリックしてから【戻る】ボタン又は【メニューへ戻る】ボタンをクリックしてください。
 - 1 【戻る】ボタンをクリックすると「申請自治体選択（個別情報）」画面に戻ります。
【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。
 - 2 【メニューへ戻る】ボタンをクリックすると、メニュー画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

土木施設維持管理情報登録（個別）																					
申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。 入力を中断する場合は、画面の一番下にある「一時保存」ボタンをクリックしてください。 画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。																					
複写 前自治体 次自治体 1																					
申請自治体：埼玉県																					
本社情報 地区コード																					
事業所情報 地区コード																					
地域区分																					
納税 納税状況★ ☐ 未納あり ☒ 未納なし ☐ 課税対象外																					
主要取引金融機関 金融機関名																					
支店等名																					
予備欄 <table border="1"> <tr><td>予備欄 1</td><td>埼玉県さいたま市浦和区仲町〇—〇—〇</td></tr> <tr><td>予備欄 2</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 3</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 4</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 5</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 6</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 7</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 8</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 9</td><td></td></tr> <tr><td>予備欄 10</td><td></td></tr> </table>		予備欄 1	埼玉県さいたま市浦和区仲町〇—〇—〇	予備欄 2		予備欄 3		予備欄 4		予備欄 5		予備欄 6		予備欄 7		予備欄 8		予備欄 9		予備欄 10	
予備欄 1	埼玉県さいたま市浦和区仲町〇—〇—〇																				
予備欄 2																					
予備欄 3																					
予備欄 4																					
予備欄 5																					
予備欄 6																					
予備欄 7																					
予備欄 8																					
予備欄 9																					
予備欄 10																					
資格審査申請業務 <table border="1"> <tr> <td>道路★</td> <td>河川★</td> <td>猪地★</td> <td>下水道★</td> </tr> <tr> <td>申請する</td> <td>申請する</td> <td>申請する</td> <td>申請する</td> </tr> </table>		道路★	河川★	猪地★	下水道★	申請する	申請する	申請する	申請する												
道路★	河川★	猪地★	下水道★																		
申請する	申請する	申請する	申請する																		
一時保存 確認 戻る メニューへ戻る 3 2 1 2																					

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（5）

「申請書入力データ登録確認」画面に移ります。

- 1 基本・共通情報、土木施設維持管理情報(共通)、土木施設維持管理情報(個別)で入力した内容の確認をします。
 - 1 変更後(右側)には、追加、修正及び削除を行った項目が表示されます。
 - 2 変更後(右側)が空欄の場合は、変更前(左側)の情報がそのまま引き継がれます。(削除されたわけではありません。)
- 2 確認が終わったら【登録】ボタンをクリックして、データを登録します。

申請書入力データ登録確認

内容が正しいことを確認したら、画面の一番下の「登録」ボタンをクリックしてください。

※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

なお、「変更後」欄には変更があったもののみを表示しています。

共通・基本情報登録確認 1114458149

申請年度	令和9年・10月		
法人又は個人の区分	法人		
業者区分	一般業者		
申請希望自治体		変更前	変更後
	建設工事	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
	設計調査測量	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
	土木施設維持管理	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
商号又は名称(全角カナ)	変更前	変更後	
	ニューサツシンサカテストデータ	1、2	
商号又は名称(英数字)	入札審査課テストデータ株式会社		
代表者役職名(英数字)	代表取締役		

土木維持管理情報登録(個別)確認 資格審査申請業務

	道路	河川	苑地	下水道
変更前				
変更後	有	有		

印刷 **登録** 戻る メニューへ戻る

2

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（6）

土木施設維持管理の新規データ入力完了すると、この画面に移ります。

【メニューへ戻る】をクリックし、入力データを送信します。次ページへ

データ入力完了

・土木施設維持管理のデータの入力完了しました。メニューへ戻り、登録（入力）内容確認画面から「入力データ送信」してください。

メニューへ戻る

4 入力内容の確認（１）

【 7 登録(入力)内容確認 】をクリックし、入力内容を確認します。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

令和9年・10年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

1 変更届作成

※ 変更事項が発生したときのみ使用

2 変更申請書作成（追加）

3 抹消申出作成（一部）

4 抹消申出作成（全部）

5 更新申請書作成（定期）

6 一時保存データ修正

7 **登録（入力）内容確認**

※ 現在の登録（入力）事項を確認するとき使用

※ 入力データを送信するとき使用

※ 送付票を印刷するとき使用

8 パスワード更新

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	入力中	

4 入力内容の確認（２）

- (1) 入力内容を確認します。申請する全ての自治体に対する申請内容が表示されます。
- (2) 申請内容を確認したら【入力データ送信】ボタンをクリックします。入力データ送信画面へ移ります。

申請内容を修正する場合は【メニューへ戻る】ボタンをクリックして、メインページに戻り【 6 一時保存データ修正 】をクリックし、申請内容を修正してください。

入力データを送信する前は【送付票印刷】ボタンをクリックすることはできません。

登録（入力）内容確認

入力内容をもう一度確認の上、正しければ「入力データ送信」ボタンをクリックしてください。
「入力データ送信」は、データを修正することができません。

印刷
入力データ送信
メニューへ戻る
送付票印刷

業者基本情報データ確認

※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

共通・基本情報登録確認

申請年度	令和9年・10年
法人又は個人の区分	法人
業者区分	一般業者
申請希望自治体	申請自治体
	建設工事
	設計調査測量
	土木施設維持管理
変更前	
変更後	
商号又は名称（全角カナ）	ニューサツシンサカタテストデータ
商号又は名称	入札審査課テストデータ株式会社
代表者役職名	代表取締役

1114458149

5 入力データの送信

送信前に確認！

・入力データの送信ができるのは、1回のみです。業務ごとに入力データを送信することはできません。全ての業務の入力が終わってから、入力データを送信してください。

・入力データの送信後は、申請内容の修正（変更も含みます）をすることができません。入力データを送信する前に、内容をよく確認してください。

・入力データの送信後は、申請者側から申請を取り下げることができません。申請を取り下げる場合は、共同受付窓口へ連絡してください。

【入力データ送信後の、入力データに関する問合せ先】

< 共同受付窓口 > 受付時間 9 : 15 ~ 11 : 45
13 : 00 ~ 17 : 00

専用電話（9月7日から）：048 - 7111 - 2311

誓約欄(下図)にチェックのうえ、【入力データ送信】ボタン(下図)をクリックします。(チェックを入れないとデータ送信はできません。)

入力データ送信	
以下に記載の誓約及び同意事項を確認しチェックの上、「入力データ送信」をクリックしてください。	
誓約事項	
・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと	
・ 申請自治体の暴力団排除条例等の規定に基づき、暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと	
・ 申請自治体から反社会的勢力と関係を有していないことにつき説明を求められた際には誠実に応じること	
同意事項	
・ 納税状況等について、税担当課に照会すること	
☒	上記事項を確認するとともに、申請内容が事実と相違ないことを誓約します。
入力データ送信 戻る	

6 送付票の印刷

- (1) 送付票印刷画面（「4 入力内容の確認（1）、（2）」を参照）で「印刷」ボタンをクリックし、送付票をPDFで保存（印刷）します。ファイル名は「送付【業者ID】」としてください。業者IDは送付票に記載されています。

PDF保存（印刷）はA4版「縦」で行ってください。

- (2) 送付票の印刷が終了したら【メニューへ戻る】をクリックします。

送付票印刷

申請データの登録が完了しました。
この後、添付書類の提出が必要となります。

「印刷」ボタンを押して画面をPDFで保存してください。
その後「書類提出」のボタンを押して、必要書類及び送付票のPDFを添付してください。
※「印刷」ボタンを押すと、「書類提出」ボタンが押せるようになります。

申請区分	更新
業者ID	2271562129
商号	入札審査課テストデ ータ株式会社
事業所名	本店
申請（届出等）年月日	2026/03/02
申請先自治体	埼玉県

下記の誓約・同意事項を確認するとともに、申請内容が事実と相違ないことを誓約し、申請データの登録をしました。

誓約事項

・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

・申請自治体の暴力団排除条例等の規定に基づき、暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと

・申請自治体から反社会的勢力と関係を有していないことにつき説明を求められた際には誠実に応じること

同意事項

・納税状況等について、税担当課に照会すること

印刷

書類提出（ファイル添付システム）

メニューへ戻る



一度「印刷」ボタンをクリックすると、「書類提出（ファイル添付システム）」ボタンがクリックできるようになります。

更新申請は「**データの送信**」＋「**書類の提出**」が**必須**です。必ずファイル添付システムから書類を提出してください。

下記の誓約・同意事項を確認するとともに、申請内容が事実と相違ないことを誓約し、申請データの登録をしました。

誓約事項

・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

・申請自治体の暴力団排除条例等の規定に基づき、暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと

・申請自治体から反社会的勢力と関係を有していないことにつき説明を求められた際には誠実に応じること

同意事項

・納税状況等について、税担当課に照会すること

印刷

書類提出（ファイル添付システム）

メニューへ戻る

送付票の再印刷について

メインメニューの【7 登録(入力)内容確認】ボタンをクリックし【送付票印刷】ボタンをクリックして印刷してください。

ログアウトについて

メインページ左側の【ログアウト】ボタンをクリックしてください。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

令和9年・10年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
 - ※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
 - ※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
 - ※ 入力データを送信するとき使用
 - ※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 パスワード更新

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	受付済	

< 参 考 > 工事等申請受付システムメインページの各項目について

「1 変更届作成」

変更事項が発生してから使用します。

例) 入力操作をする日が、5月1日の場合

○ = 5月1日付で、代表取締役が交代した。

× = 6月1日付で代表取締役が交代することが、本日決まった。

「2 変更申請書作成(追加)」

「3 抹消申出作成(一部)」

「4 抹消申出作成(全部)」

現在、使用できません。

「5 更新申請書作成(定期)」

2年に一度の更新申請受付時にのみ、使用します。

「6 一時保存データ修正」

データ作成作業を再開するときに使用します。

例) 「保存して次へ」、「一時保存」、「登録」ボタンにより中断したときに使用します。

「7 登録(入力)内容確認」

現在の登録(入力)内容を確認するときに使用します。

データ送信、送付票印刷を行うときに使用します。

「8 パスワード更新」

パスワードの有効期間は2年間です。定期的に変更してください。

2年間とは「発行日から」又は「変更時から」を指します。

第6章 書類の準備・送信について

1 書類を準備する

「別冊1 チェックリスト」「別冊2 添付書類一覧」を確認し、書類をそろえてください。

様式は入札審査課のホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更される場合があります。）。

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

【重要】書類には名前を付けて送信してください。

例：送付【0123456789】.pdf 謄本【0123456789】.pdf

- ・書類には、業者ID（10ケタ）を付けてください。
- ・ファイル形式は拡張子は残したままにしてください。（例：.pdf、.jpg）
- ・業者IDと書類名の間にスペースは不要です。
- ・種類ごとにまとめて添付してください。

（例：建設業許可に関する書類が複数ある場合、許可【業者ID】のPDFにまとめて提出してください。許可【業者ID】1、許可【業者ID】2のように分割しないでください。）

添付項目	入力例	書類名	ファイル形式
送付票	 送付【業者ID】	送付票	PDF (拡張子: pdf)
チェックリスト	 一覧【業者ID】	別冊1 チェックリスト ※表紙+共通書類+申請する自治体のシートを確認・作成してください。	Excel (拡張子: xlsx)
国税の納税証明書	 納税【業者ID】	【法人の場合】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し 【個人の場合】申告所得税及復興特別所得税及び消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）の写し	PDF (拡張子: pdf) 又は 画像ファイル (拡張子: jpg、jpeg、png、gif、tiff、tif)
身分証明書	 身分【業者ID】	【個人のみ対象】身分証明書の写し	
経営事項審査の総合 評価値通知書	 経審【業者ID】	経営事項審査の総合評価値通知書の写し	

添付項目	入力例	書類名	ファイル形式
社会保険等の加入確認資料の写し	 社保【業者 ID】	社会保険確認資料の写し	PDF (拡張子 : pdf) 又は 画像ファイル (拡張子 : jpg、jpeg、png、gif、tiff、tif)
建設業許可関係書類	 許可【業者 ID】	建設業許可通知書又は許可証明書の写し 建設業許可申請書の写し 営業所一覧表の写し 使用人一覧表の写し	
資格情報を証明する書類の写し	 資格【業者 ID】	資格情報を証明する書類の写し	
登録状況を証明する書類の写し	 登録【業者 ID】	登録状況を証明する書類の写し	
障害者雇用状況報告書又は障害者雇用の状況	 障害【業者 ID】	障害者雇用状況報告書の写し 又は 障害者雇用の状況 (様式 B-5)	
ISO9001 又は ISO14001 の認証取得証	 認証【業者 ID】	I S O 9 0 0 1 認証取得証の写し I S O 1 4 0 0 1 認証取得証の写し	
監理技術者の状況	 監理【業者 ID】	【監理技術者が 1 人以上いる場合】 監理技術者の状況(様式 B-6)	
建設業労働災害防止協会加入証明書	 建災【業者 ID】	【加入している場合】 建設業労働災害防止協会加入証明書	
委任状 (様式 C-5)	 C5【業者 ID】	委任状 (様式 C-5)	
資本関係・人的関係調書	 C13【業者 ID】	資本関係・人的関係調書 (様式 C-13)	
組員名簿(様式 C-7)、役員名簿(様式 C-8)	 C7【業者 ID】	組員名簿(様式 C-7)	PDF 又は 画像ファイル
組員名簿(様式 C-7)、役員名簿(様式 C-8) 官公需適格組合証明書の写し	 C8【業者 ID】	役員名簿(様式 C-8)	Excel
	 官公需【業者 ID】	官公需適格組合証明書の写し	
組合と組合員の経営事項審査の総合評価値通知書	 組合経審【業者 ID】	組合と組合員の経営事項審査の総合評価値通知書の写し (組合と組合員のもの)	PDF 又は 画像ファイル

添付項目	入力例	書類名	ファイル形式
官公需適格組合資格 審査数値計算表	 C9【業者 ID】	官公需適格組合資格審査数値計算表 (様式 C-9)	PDF 又は 画像ファイル
行政書士の委任状	 行政書士【業者 ID】	【行政書士が代理申請する場合】 行政書士の委任状（任意様式） ※委任状を添付する場合は、左記のとおりファイル名を付けてください。	Excel
団体個別項目内の各 自治体の欄	 自治体名【業者 ID】	申請自治体によって提出する書類（該当する自治体ごとに添付） 例：さいたま市【業者 ID】、上尾市【業者 ID】	PDF 又は 画像ファイル

2 書類をアップロード・送信する

書類送信の締め切りは、

- ・建設工事と設計調査測量を申請するとき
- ・建設工事と土木施設維持管理を申請するとき
- ・建設工事、設計調査測量、土木施設維持管理を全て申請するとき
- ・設計調査測量のみを申請するとき
- ・土木施設維持管理のみを申請するとき
- ・設計調査測量と土木施設維持管理を申請するとき

上記申請の場合は、令和8年11月6日（金）23:00まで

- ・建設工事のみを申請する場合のみ、令和8年11月13日（金）23:00までです。

締め切りを過ぎて送信された申請は受け付けられませんので、時間に余裕をもって送信してください。

(1) ファイル添付システム (<https://ebidft.ebid2.pref.saitama.lg.jp/ft/FT-SCR-001/init>)

システム入口		
● 利用の前に、Microsoft Edgeの設定を確認してください。 ● 新しく電子証明書（ICカード）を取得した場合は、利用者登録の操作が必要です。		
入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
● 発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧 ● 入札結果の閲覧 ● 発注見通し情報（工事等）の閲覧 ● 競争入札参加資格者名簿の閲覧	● 競争入札参加資格審査の申請 ● 競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロード ● パスワードの変更・更新・再発行 ● 審査書類の提出【ファイル添付システム】	● 電子入札の操作 ● 電子証明書（ICカード）の利用者登録

にアクセスしてください。

- (2) 業務区分「工事等」を選択し、ユーザ ID、パスワードを入力し、ログインしてください。
- ログインするためのユーザ ID およびパスワードは競争入札参加資格申請受付システムにログインするためのものと同一です。

ファイル添付システム ログイン

本システムのユーザ ID とパスワードは、競争入札参加資格申請受付システムと共通です。

業務区分	☒ 工事等 ☐ 物品等
ユーザ ID	
パスワード	

ログイン

パスワードを忘れた場合は、競争入札参加資格申請受付システムからパスワードの再発行ができます。

- (3) ファイル添付システムにログイン後、「ファイル添付システム 申請一覧」の「一般申請」から対象の申請の「書類提出」ボタンを押下してください。
- (一覧に申請がない場合、データ送信が完了していません。「第5章 申請データの入力・データ送信」を確認し、申請受付システムからデータ送信を行ってください。)

ファイル添付システム 申請一覧

一般申請

申請年度	申請種別	受付番号	申請日	審査終了日	ステータス	
令和9年・10年	更新申請	0000901921	2026/02/02		書類を提出してください	書類提出

その他特別な申請（工事の抹消・業種入替等）

申請種別	受付番号	申請日	審査終了日	ステータス	

---- 申請種別を選択してください ----

新規に申請

ログアウト

(4) 提出したいファイル名の「追加」ボタンをクリックし、必要なファイルを添付してください。
い。すべて添付が終わりましたら「提出」ボタンを押してください。

※ すべての必須項目にファイルを添付しないと、「提出」ボタンを押下できません。

※ 添付後、「一時保存」・「提出」ボタンを押下されたファイルは削除できません。誤ったフォルダを添付していないが注意してください。

ファイル添付

ファイルの登録作業が終わったら画面下部の提出ボタンを押してください。
※一度提出されたファイルは削除できませんのでご注意ください。
※添付ファイルにはパスワードを設定しないでください。パスワード付きファイルは処理できません。

申請年度	令和9年・10年
業者番号	
申請種別	更新申請
受付番号	0000901921
業者名	工事新規テストデータ株式会社 本店

送付票 (必須)

ファイル名	添付登録日	
01送付0000000000.pdf	2026/02/09	削除

追加

チェックリスト (必須)

ファイル名	添付登録日
01一覧0000000000.xlsx	2026/

追加

国税の納税証明書 (必須)

ファイル名	添付登録日
-------	-------

※すべての必須項目にファイルを追加すると「提出」ボタンを押下できるようになります。

一時保存 **提出** 閉じる

添付ファイルの送信方法

- ① 申請書類を電子で用意する
- ② 書類ごとに分けたファイルに名前を付ける。
一覧【業者ID】.xlsx
共通【業者ID】.xlsx など
※ ファイル名の付け方、添付する項目は62～64ページを確認。
- ③ 添付したい項目の【追加】ボタンを押して、
ファイルを添付
※ 1項目に添付できるファイル容量の上限：20MB
※ 一度「一時保存」「提出」ボタンを押下した
ファイルは削除できません。
- ④ 【提出】ボタンをクリック

※ 自治体別書類は、該当自治体の団体個別項目に添付してください。

団体個別項目

▶ 埼玉県

自治体名をクリック

団体個別項目

▽ 埼玉県

自治体別書類 1

ファイル名	添付登録日
-------	-------

追加

書類を添付できるようになります

- (5) 下記の画面になりましたら申請完了です。書類の不備、不足等があった場合のみこちらから御連絡いたします。(連絡は原則、メールで行います。)

書類が提出されました。
書類不備等がありましたらメール等でお知らせします。

申請年度: 令和9年・10年
業者番号: [REDACTED]
申請種別: 更新申請
受付番号: 0000901921
業者名: 工事新規テストデータ株式会社 本店
提出日: 2026/02/09

OK

※ 審査が終了すると、添付した書類は閲覧できなくなります。
申請内容を確認したい場合は、必ず控えを保管してください。

3 不備通知メールが届いた場合

- (1) 申請内容に不備・不足があった場合、不備通知メールが届きます。

ファイル添付システムにログイン後、該当の申請の「書類提出」ボタンを押下し、【ファイル添付】画面を確認してください。

ファイル添付システム 申請一覧

一般申請

申請年度	申請種別	受付番号	申請日	審査終了日	ステータス	
令和9年・10年	更新申請	0000901921	2026/02/02		再提出依頼があります	書類提出

ステータスが「再提出依頼があります」となっている場合、申請内容に不備・不足があります。

- (2) 「不備内容欄」に記載されている内容を確認し、対応してください

国税の納税証明書（必須）

ファイル名	添付登録日	
09納税0000000000.pdf	2026/02/09	

追加

不備内容欄

発行日が申請日前3か月以内のものではありません。
申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
(2026/02/10 登録)

不備内容を確認し、再提出が必要な場合は「追加」ボタンを押下して、必要書類を提出してください。

- (3) 審査後、他に不備・不足等なければ、「不備内容欄」がグレーアウトします。

これでこの項目に対する対応は終了です。

国税の納税証明書（必須）

ファイル名	添付登録日	
09納税0000000000.pdf	2026/02/09	
09納税0000000000_追加.pdf	2026/02/10	

追加

不備内容欄

発行日が申請日前3か月以内のものではありません。
申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
(2026/02/10 登録 2026/02/10 解決)

●ファイル添付システムでアップロードした書類の送信状況を確認する方法●

ログインした状態で、確認したい申請のステータスを確認します。

ファイル添付システム 申請一覧

一般申請

申請年度	申請種別	受付番号	申請日	審査終了日	ステータス	
令和9年・10年	更新申請	0000901921	2026/02/02		書類提出済	書類提出

ステータスが「書類提出済」となっていれば、提出が完了しています。

※ 審査の進捗に応じてステータスの表記が変化します。

ステータス	状況
書類を提出してください	申請受付システムでデータ送信後、添付書類が提出されていません。必要書類を揃えて御提出ください。
書類提出済	書類が提出されています。
書類提出済（一時保存中）	書類提出後、再添付し、一時保存になっています。
審査中です	書類を収受しました。
審査中です（一時保存中）	審査中、再添付し、一時保存になっています。
再提出依頼があります	申請内容に不備があります。不備内容を御確認の上、御対応ください。
審査を終了しました	審査は終了しています。申請受付システムが審査済になるまでお待ちください。書類の追加はできません。

○ 書類を追加で送りたいとき

一度書類を提出した後、許可なく追加された書類については申請が認められない場合があります。書類を追加で提出したい場合は、必ず共同受付窓口または各自治体窓口にご連絡してください。

また、不備・不足等で書類を再提出するよう依頼があった場合は、ファイル添付システムから再度提出してください。

○ 複数事業所(複数業者)の書類を送付するとき

本店の担当者が複数の事業所の書類を送付する場合や、行政書士が複数の業者の代理申請をする場合、書類は「事業所ごと（業者 ID ごと）」にファイル添付システムにログインし、アップロードしてください。

例：A 行政書士が「(株)県庁建設 本店」「(株)県庁建設 埼玉支店」「(株)県庁設計 本店」を申請する場合

→ それぞれの事業所ごとに書類をアップロードする。

(例の場合、合計 3 回アップロードすることになります。)

ファイル添付システムへの添付が難しい場合、メールでお送りください。

メールでの送付も難しい場合のみ、郵送としてください。

メールの場合は、下記宛先に提出書類を添付して送付してください。

【メール送付先】送付先 : a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「**【業者ID】 商号又は名称 の書類提出**」としてください。

郵送の場合は、チェックリストを一番上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、
信書（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。

また、「**別冊1 チェックリスト**」は表紙も提出してください。

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 共同受付窓口（工事）

（令和9・10年度工事 更新申請書類在中）

※ メールまたは郵送で提出する場合、追加で書類を求めることがあります。

※ 各受付最終日までの消印が押された書類が有効です。

受付最終日を過ぎた消印の押された書類での申請は、認められません。

受付最終日のポストへの投函や郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。

窓口提出日の引受消印を押してもらう方法については、郵便局のホームページを確認してください。

<https://www.post.japanpost.jp/question/707.html>

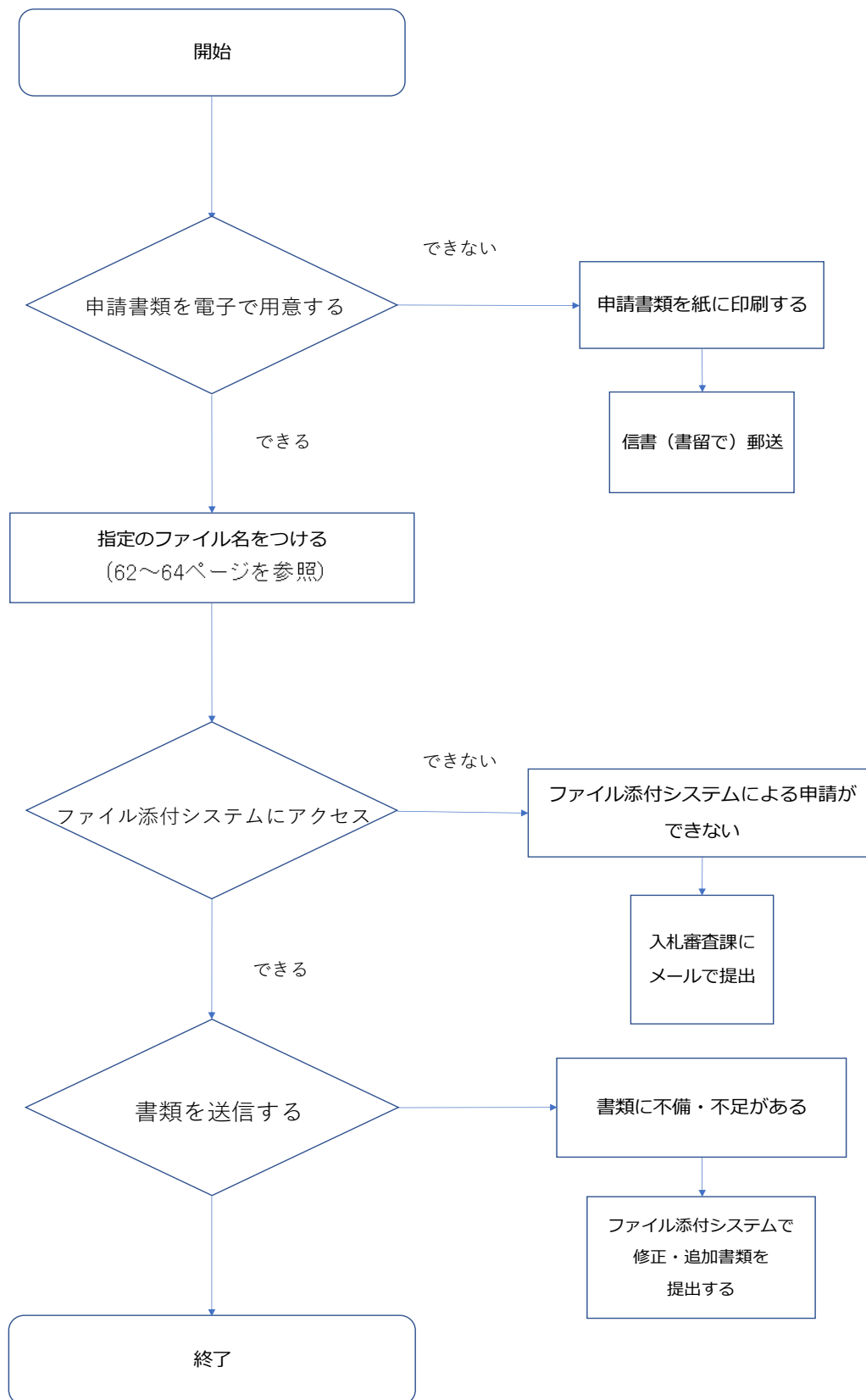
※ 書類を提出していても、申請受付システムでのデータの送信が行われていない場合、申請を受け付けません。

※ 書類收受の確認印を希望する場合、返送先を明記したハガキ（85円切手貼付・裏面未記入）を1事業所につき1枚のみ同封してください。また、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足も含みます）の場合、返送しません。なお、返送先が行政書士の場合は事業所名等を明記してください。ただし、申請先自治体が複数あっても確認印の返送は1枚のみです。

注意事項

- (1) 資格審査申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。
- (2) 申請書類の提出はそれぞれ1部ですが、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、写しを保管してください。申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求める場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもありますので、御注意ください。
- (3) 申請（入力データの送信）後は、希望する自治体、業種、業務を追加することは一切できません。
- (4) 提出された書類やデータに不備があった場合、他の書類等で正しい内容が確認できる場合は、共同受付窓口で内容を修正することがあります。
- (5) 提出された書類は返却できません。
- (6) 書類作成等についての対面相談は行いません。

書類提出のためのフローチャート



第7章 審査結果の確認方法について

1 最初に Microsoft Edge の設定をする

使用するパソコンのブラウザは、Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ（Google Chrome 等）は正常に動作しません。申請受付システムの利用の前に、Microsoft Edge の設定が必要です。次の(1)～(3)の方法で設定してください。

- (1) 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」をクリックしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>



- (2) 「Microsoft Edge の設定」をクリックしてください。



- (3) 開いたページ「Microsoft Edge の設定」に従い、必要なパソコンの設定をしてください。

パソコン操作やシステムに関する問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話：048-830-2263（直通）

受付時間：（平日）8：30～17：00

2 申請受付システムにログインする（1）

(1) 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」をクリックしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

The screenshot shows the Saitama Prefecture homepage. At the top, there is a search bar with the text "情報を探す". Below it, there is a section titled "キーワードから探す" with a search input field and a "検索方法" button. To the right, there is a grid of service icons. The icon for "電子入札総合案内" (Electronic Bidding Comprehensive Guide) is circled in red. A red arrow points from this icon to a red box containing the text "「電子入札総合案内」をクリック".

(2) 「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックしてください。

The screenshot shows the "システム入口" (System Entrance) page. It contains a table with three columns: "入札情報公開システム", "競争入札参加資格申請受付システム", and "電子入札システム". The "競争入札参加資格申請受付システム" column is circled in red. A red arrow points from this column to a red box containing the text "「競争入札参加資格申請受付システム」をクリック".

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
- 発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧 - 入札結果の閲覧 - 発注見直し情報（工事等）の閲覧 - 競争入札参加資格者名簿の閲覧	- 競争入札参加資格審査の申請 - 競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロード - パスワードの - 審査書類の提出	- 電子入札の操作 - 電子証明書（ICカード）の
どなたでも閲覧できます。 ※発注見通しの公表における予定価格帯は概算額に基づくものであり、入札公告時点の予定価格と異なる場合があります。	電子証明書(ICカード)は不要です。 ユーザIDとパスワードが必要です。 (物品等の新規申請では不要です。) ※パスワードが分からない場合はこちら	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。

(3) 「1 工事等」をクリックしてください。

The screenshot shows the "業務区分の選択" (Selection of Business Category) page. It has a header "業務区分の選択" and a sub-header "・業務区分を選択して下さい。". Below this, there is a list of business categories. The category "1 工事等" is circled in red. A red arrow points from this category to a red box containing the text "「1 工事等」をクリック".

2 申請受付システムにログインする（2）

(1) 「5 ログイン」をクリックしてください。

競争入札参加資格申請受付メインページ（工事）

インターネット申請の手順 1 新規申請（定期） 2 新規申請－事業所追加（定期） 3 新規申請（追加） 4 新規申請－事業所追加（追加） 5 ログイン ・変更届作成 ・一時保存データ修正 ・更新申請書作成（定期） ・登録（入力）内容確認 ・パスワード更新	本申請については、「1. インターネットによる電子申請」とともに「2. 必要書類の提出」をお願いします。 「操作マニュアル（手引）」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。
---	--

※パスワードを忘れた方は、下記よりパスワードを再発行してください。
[パスワード再発行](#)

- ・ 前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを使用してください。
- ・ ご利用の際には操作マニュアル（手引）をご覧ください。

閉じる

(2) ユーザIDとパスワードを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。

ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度	○ 令和9年・10年
ユーザID	
パスワード	

ユーザIDとパスワードを入力して「送信」ボタンをクリック。

ユーザID … 業者IDと同じで10桁の数字です。同じ会社で複数の事業所がある場合は、先頭7桁が共通で、下3桁が異なります。

パスワード … 8桁の英数字です。

3 審査結果の確認（１）

名簿が有効になると、申請状況のステータスが「審査済」に変わり、申請自治体の審査結果通知書が申請受付システムに表示されます。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 パスワード更新

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	ダウンロード
羽生市	審査済	ダウンロード
鶴ヶ島市	審査済	ダウンロード

各自治体の審査結果通知書は、ダウンロードボタンをクリックして、確認できます。

確認できるのは、令和9年4月以降です。

競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった入札参加資格審査の結果については下記の通りです。

記

1 申請の区分：建設工事請負、設計・調査・測量、土木施設維持管理

2 審査結果

建設工事：

申請業種	土木	建築	とび・土工	*****	*****
格付(資格審査数値)	A (***)	B (***)	C (***)		

設計・調査・測量：

業 務	測 量	建築関連コンサルタント	地 調 査	補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他
入札参加資格の有無 (資格あり＝○)	○	○	－	○	－	○

土木施設維持管理：

業 務	道路	河川	苑地	下水道
入札参加資格の有無 (資格あり＝○)	○	○	○	○

※ 自治体によっては、格付の「S」ランクを申請受付システムの仕様上「@」と表示しますので、適宜、読み替えていただきますようお願いいたします。また、資格審査数値のみを表示する場合もございます。審査結果通知書の審査結果の表記について、詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

3 審査結果の確認（2）

申請した自治体に登録された内容が確認できます。

「登録(入力)内容確認」ボタンをクリックして、確認できます。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことができます。

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 [変更届作成](#)
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 [登録\(入力\)内容確認](#)
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 [パスワード更新](#)

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	ダウンロード
羽生市	審査済	ダウンロード
鶴ヶ島市	審査済	ダウンロード

第8章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請（変更届）について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項（代表者、所在地等）に変更があったときは、速やかに変更手続を行ってください。

手続方法等は、埼玉県ホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続を行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

2 登録されている事業所・業種の変更について

(1) 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当します。

	令和9・10年度名簿（申請日現在）	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」をB支店へ変更する

※ 埼玉県の入札参加資格について契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ> 電子入札総合案内> 入札参加資格申請（工事等）> 工事等/変更申請（様式による変更）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

(2) 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和9・10年度名簿の有効期間内に一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、原則できません。ただし、一部自治体では「業種入替」の申請を行います。

	令和9・10年度登録（当初）	申請の内容
例	建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」、「電気工事業」、「管工事業」、「舗装工事業」の5業種を登録している	「電気工事業」に変えて「造園工事業」を登録する

※ 「業種入替」については、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請(工事等) > 工事等/登録業種の入替

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html>

1 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき

イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき

ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき

エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき

オ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき

カ 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき

キ 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき

ク 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は監督行政庁から行政処分を受けたとき

ケ 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき

コ 埼玉県内で工事事故等を起こしたとき

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

また、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

3 参加資格の抹消について

(1) 次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこととされた者となったとき

イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めたとき

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格である者と認めたとき

エ 金融機関から取引を停止されたとき

オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

(2) 次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。

- ア 「建設工事」にあつては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから90日を経過したとき
- イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから90日を経過したとき
- ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていないものとなつてから90日を経過したとき
- エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき
- オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があつたとき

(3) 次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。

ア 資格審査申請等の内容に虚偽があつたとき

- イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となつた場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠つたとき

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
01	土 木 工 事 業	土 木	01	土 木 一 式 工 事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05－05) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05－09) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事(26－04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事(28－01)又はし尿処理施設工事(28－02)	
			02	農 業 土 木 工 事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コ ン ク リ ー ト 構 造 物 工 事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロスラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
						注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05－03)又は場所打ちくい工事(05－04) ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05－06) ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06－01)又はタイル・れんが・ブロック工事のタイル・れんが・ブロック工事(10－01)	
			04	大 口 径 管 工 事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地 す べ り 防 止 対 策 工 事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管 渠 推 進 工 事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	ト ン ネ ル 工 事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニ ュ ー マ チ ッ ク ケ ー ソ ン 工 事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シ ー ル ド 工 事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	P C 橋 梁 工 事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダ ム 工 事	ダム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
			12	森 林 土 木 工 事	森林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建 築 工 事 業	建 築	01	建 築 一 式 工 事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事(26－04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事(28－01)又はし尿処理施設工事(28－02)	
			02	木 造 工 事	木 造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽 量 鉄 骨 工 事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大工	01	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
			99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	● 総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	● 電 気 設 備 工 事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	● 信 号 設 備 工 事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上 下 水 道 施 設 電 気 設 備 工 事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管 工 事 業	管	01	給 排 水 設 備 工 事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷 暖 房 空 調 設 備 工 事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空調和設備工事、ダクト工事
			03	● 浄 化 槽 工 事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガ ス 管 配 管 工 事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ブロック工事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄 骨 工 事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼 橋 梁 工 事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄 塔 工 事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門 扉 工 事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プ ール 工 事	プール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼 製 タ ン ク 工 事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事
12	鉄 筋 工 事 業	鉄 筋	01	鉄 筋 工 事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
13	舗 装 工 事 業	舗 装	01	舗 装 工 事	舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 注)ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
15	板 金 工 事 業	板 金	01	板 金 工 事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注) 板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07ー01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガ ラ ス 工 事 業	ガラス	01	ガ ラ ス 工 事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗 装 工 事 業	塗 装	01	塗 装 工 事	塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路 面 標 示 工 事	路 面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋 内 床 面 標 示 工 事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防 水 工 事 業	防 水	01	防 水 工 事	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注) 法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工工事業の吹付け工事(05ー08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内 装 仕 上 工 事 業	内 装	01	内 装 仕 上 工 事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床 仕 上 工 事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	た た み 工 事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふ す ま 工 事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機 械 器 具 設 置 工 事 業	機 械	01	運 搬 機 器 設 置 工 事	運 搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プ ラ ン ト 設 備 工 事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26ー01)、浄水施設工事(26ー02)又は配水施設工事(26ー03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26ー04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28ー02)	プラント設備工事
			03	水 処 理 設 備 工 事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
						注) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26ー01)、浄水施設工事(26ー02)又は配水施設工事(26ー03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26ー04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28ー02)	
			04	汚 泥 脱 水 設 備 工 事	脱 水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚 泥 焼 却 設 備 工 事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給 排 気 機 器 設 置 工 事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09ー02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚 排 水 機 器 設 置 工 事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダ ム 用 仮 設 備 工 事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
21	熱 絶 縁 工 事 業	熱絶縁	01	冷 暖 房 熱 絶 縁 工 事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動 力 設 備 熱 絶 縁 工 事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電 気 通 信 工 事 業	通 信	01	● 有 線 電 気 通 信 工 事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無 線 電 気 通 信 工 事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	● データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情 報 制 御 設 備 工 事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造 園 工 事 業	造 園	01	庭 園 工 事	庭 園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公 園 設 備 工 事	公 園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広 場 工 事	広 場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の造園工事	
24	さ く 井 工 事 業	さく井	01	さ く 井 工 事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚 水 設 備 工 事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建 具 工 事 業	建 具	01	サ ッ シ 工 事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッタ	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水 道	01	取 水 施 設 工 事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
			02	浄 水 施 設 工 事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事
						注) 上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03)	
			03	配 水 施 設 工 事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事
						注) ・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)	

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下 水 処 理 設 備 工 事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木事業の土木一式工事(01－01) ・かんがい用排水施設工事は、土木事業の農業土木工事(01－02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20－03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28－02)	下水処理設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消 防	01	● 水 消 火 設 備 工 事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡 消 火 設 備 工 事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	● 不 燃 性 ガ ス 消 火 設 備 工 事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	● 粉 末 消 火 設 備 工 事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	● 火 災 報 知 設 備 工 事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避 難 設 備 工 事	避 難	避難設備を設置する工事 注)ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02－01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11－01)	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	● 排 煙 設 備 工 事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	01	ご み 処 理 施 設 工 事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し 尿 処 理 施 設 工 事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26－04)	し尿処理施設工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解 体	01	解 体 工 事	解 体	工作物の解体を行う工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。	工作物解体工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

<別表 2>

○『設計・調査・測量』業務コード

※「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
測量	● 測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
	● 地図の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
	● 航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
建築関連コンサルタント	● 建築意匠(建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理)		
	居住施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
	学校施設	4001	学校、技術専門学校、養護学校等
	医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
	事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
	スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
	劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーディトリウムを有するものに限る。)等
	美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
	集会場・コミュニティセンター	4007	集会場、コミュニティセンター等
	厚生施設(宿泊施設等)	4008	ホテル、旅館、保養所等
	その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
	建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
	空調設備	4020	空気調和設備等の設計又は監理
	給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
	電気設備	4040	電気設備等の設計又は監理
	建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
	機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
	電気積算	4070	電気設計における積算数量の算出
	建物調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計
地質調査	地質調査	5000	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言
補償コンサルタント	土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
	土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成
	物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
	営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
	事業損失	6004	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
	補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
	事業認定	6006	事業認定申請書及び裁決申請書の作成
	その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸(治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。)若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理)		
	河川	7000	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋管、機場、築堤、護岸等)
	砂防	7001	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)
	ダム	7002	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)
	港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理)		
	交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)
	道路	7031	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)
	道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)

<別表 2>

○『設計・調査・測量』業務コード

※「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要です。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
建設コンサルタント(続き)	鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	水道施設	7050	水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)
	送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
	下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)
	下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
	農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	土地利用計画	7100	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)
	都市施設	7101	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)
	開発事業	7102	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)
	地域計画	7103	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)
	環境保全	7104	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)
	地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言
	土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	鋼橋上部工	7130	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)
	コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)
	橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)
	新交通・モノレール	7133	新交通及びモノレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)
	特殊構造	7134	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)
	維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等)
	トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理
	施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
	建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理
	建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)		
	環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録
	環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計
	その他の建設コンサルタント	7900	
その他	資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
	その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等。補償説明。 ●不動産鑑定、●計量証明、●登記業務

別表３ 埼玉県電子入札共同システム参加自治体問合せ先

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	総務部 入札審査課 審査担当（工事）	048(830)5771（直） 048(830)4914
さいたま市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	財政局 契約管理部 契約課 契約管理係	048(829)1179（直） 048(829)1986
川越市	〒350-8601 川越市元町 1-3-1	総務部 契約課	049(224)5632（直） 049(223)1726
熊谷市	〒360-8601 熊谷市宮町 2-47-1	総務部 契約課 契約検査係	048(524)1111 048(522)8085
川口市	〒332-8601 川口市青木 2-1-1	理財部 契約課 工事契約係	048(258)1237（直） 048(258)6161
行田市	〒361-8601 行田市本丸 2-5	総務部 契約検査課	048(556)1111 048(554)0199
秩父市	〒368-8686 秩父市熊木町 8-15	財務部 契約検査課	0494(25)5216（直） 0494(22)2534
所沢市	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1	総務部 契約課	04(2998)9058（直） 04(2998)9056
飯能市	〒357-8501 飯能市双柳 1-1	総務部 契約検査課	042(973)2480（直）
加須市	〒347-8501 加須市三俣 2-1-1	総合政策部 管理契約課	0480(62)1111 0480(62)5981
本庄市	〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3	企画財政部 財政課 契約検査係	0495(25)1165（直） 0495(22)0602
東松山市	〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58	政策財政部 契約検査課 契約グループ	0493(21)1445（直） 0493(22)4031
春日部市	〒344-8577 春日部市中央 7-2-1	総務部 契約課 契約担当	048(736)1128（直） 048(734)5516
狭山市	〒350-1380 狭山市入間川 1-23-5	総務部 契約検査課 契約担当	04(2936)9887（直） 04(2955)0599
羽生市	〒348-8601 羽生市東 6-15	企画財務部 契約検査課 契約係	048(561)1121 048(561)6562
鴻巣市	〒365-8601 鴻巣市中央 1-1	総務部 契約検査課	048(541)9255（直） 048(541)9256
深谷市	〒366-8501 深谷市仲町 11-1	総務部 契約検査課 契約係	048(574)6634（直） 048(573)8250
上尾市	〒362-8501 上尾市本町 3-1-1	総務部 契約検査課 契約担当	048(775)5116（直） 048(775)9819
草加市	〒340-8550 草加市高砂 1-1-1	総務部 契約課	048(922)1129（直） 048(922)3091
越谷市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1	総務部 契約検査課	048(963)9131（直） 048(966)6008
蕨市	〒335-8501 蕨市中央 5-14-15	総務部 財政課 契約係	048(433)7706（直） 048(432)7992
戸田市	〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1	総務部 管財入札課 入札担当	048(291)8246（直） 048(432)8521

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
入間市	〒358-8511 入間市豊岡 1－1 6－1	総務部 管財課 契約担当	04(2964)1111 04(2964)1014
朝霞市	〒351-8501 朝霞市本町 1－1－1	総務部 契約検査課 入札契約係	048(463)2488(直) 048(467)0770
志木市	〒353-8501 志木市中宗岡 1－1－1	総合行政部 行政管理課 文書統計・発注管財グループ	048(473)1112(直) 048(474)4384
和光市	〒351-0192 和光市広沢 1－5	企画部 財政課 契約検査担当	048(424)9100(直) 048(464)1234
新座市	〒352-8623 新座市野火止 1－1－1	財政部 管財契約課 契約検査係	048(477)2281(直) 048(477)1590
桶川市	〒363-8501 桶川市泉 1－3－2 8	財務部 契約管財課 契約・管財係	048(788)4912(直) 048(787)5409
久喜市	〒346-8501 久喜市下早見 8 5－3	総合政策部 財政課 契約係	0480(22)1111 0480(22)3319
北本市	〒364-8633 北本市本町 1－1 1 1	政策推進部 財政課 契約・検査担当	048(594)5513(直) 048(592)5997
八潮市	〒340-8588 八潮市中央 1－2－1	総務部 契約検査課 契約担当	048(996)2348(直) 048(998)0828
富士見市	〒354-8511 富士見市鶴馬 1 8 0 0－1	総務部 総務課 契約検査担当	049(252)7130(直) 049(254)2000
三郷市	〒341-8501 三郷市花和田 6 4 8－1	総務部 契約課 契約係	048(930)7767(直) 048(953)1169
蓮田市	〒349-0193 蓮田市黒浜 2 7 9 9－1	総合政策部 契約財政課 契約検査担当	048(768)3111 048(765)1700
坂戸市	〒350-0292 坂戸市千代田 1－1－1	総合政策部 財政課 契約検査係	049(283)1331 049(283)3903
幸手市	〒340-0192 幸手市東 4－6－8	総務部 契約管財課 契約・検査・管財担当	0480(43)1111 0480(43)3783
鶴ヶ島市	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木 1 6－1	総合政策部 財政課 契約担当	049(271)1111 049(271)1190
日高市	〒350-1292 日高市南平沢 1 0 2 0	総合政策部 管財課 契約検査担当	042(989)2111 042(985)4486
吉川市	〒342-8501 吉川市きよみ野 1－1	総務部 財政課 管財担当	048(982)5966(直) 048(981)5392
ふじみ野市	〒356-8501 ふじみ野市福岡 1－1－1	総務部 契約・法務課 契約・検査係	049(262)9010(直) 049(266)6245
白岡市	〒349-0292 白岡市千駄野 4 3 2	経営企画部 財政課 工事検査室	0480(31)9053(直) 0480(31)6526
伊奈町	〒362-8517 北足立郡伊奈町中央 4－3 5 5	総務課 管財係	048(721)2111 048(721)2136
三芳町	〒354-8555 入間郡三芳町藤久保 1 1 0 0－1	施設マネジメント課 管財契約担当	049(258)0019 049(274)1055
毛呂山町	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央 2－1	管財課 管財係	049(295)2112 049(295)0771

自治体名	所在地	担当課所名	T E L & F A X
越 生 町	〒350-0494 入間郡越生町大字越生 9 0 0 － 2	企画財政課 管財担当	049 (292) 3121 049 (292) 5400
滑 川 町	〒355-8585 比企郡滑川町福田 7 5 0 － 1	総務政策課 企画調整担当	0493 (56) 6910 (直) 0493 (56) 2448
嵐 山 町	〒355-0211 比企郡嵐山町杉山 1 0 3 0 － 1	総務課 財政契約担当	0493 (62) 2151 (直) 0493 (62) 5935
小 川 町	〒355-0392 比企郡小川町大塚 5 5	政策推進課 管財契約担当	0493 (72) 1221 0493 (74) 2920
川 島 町	〒350-0192 比企郡川島町下八ツ林 8 7 0 － 1	政策推進課 管財・契約・D X グループ	049 (299) 1752 (直) 049 (297) 6058
吉 見 町	〒355-0192 比企郡吉見町下細谷 4 1 1	総合政策課 情報政策係	0493 (54) 1516 (直) 0493 (54) 5147
鳩 山 町	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸 1 8 4 － 1 6	政策財政課 財政・管財・入札担当	049 (296) 1212 (直) 049 (296) 2594
と き が わ 町	〒355-0395 比企郡ときがわ町玉川 2 4 9 0	政策財政課 財政担当	0493 (65) 0404 (直) 0493 (65) 3631
横 瀬 町	〒368-0072 秩父郡横瀬町横瀬 4 5 4 5	まち経営課 財政担当	0494 (25) 0112 (直) 0494 (23) 9349
皆 野 町	〒369-1492 秩父郡皆野町皆野 1 4 2 0 － 1	総務課 情報管財担当	0494 (62) 1231 (直) 0494 (62) 2791
長 瀬 町	〒369-1392 秩父郡長瀬町本野上 1 0 3 5 － 1	企画財政課 財政担当	0494 (66) 3111 0494 (66) 0894
小 鹿 野 町	〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9	総合政策課 契約担当	0494 (75) 1238 0494 (75) 2819
東 秩 父 村	〒355-0393 秩父郡東秩父村大字御堂 6 3 4	総務課 入札担当	0493-82-1221 (直) 0493-82-1562
美 里 町	〒367-0194 児玉郡美里町木部 3 2 3 － 1	総合政策課 財政係	0495 (76) 1114 (直) 0495 (76) 0909
神 川 町	〒367-0292 児玉郡神川町植竹 9 0 9	総務課 庶務担当	0495 (77) 2114 (直) 0495 (77) 3915
上 里 町	〒369-0392 児玉郡上里町七本木 5 5 1 8	総務課 管財契約係	0495 (35) 1234 (直) 0495 (33) 2429
寄 居 町	〒369-1292 大里郡寄居町寄居 1 1 8 0 － 1	企画財政課 管財契約班	048 (581) 2121 048 (581) 5100
宮 代 町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原 1 － 4 － 1	企画財政課 管財担当	0480 (34) 1111 0480 (34) 7820
杉 戸 町	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地 2 － 9 － 2 9	管財契約課 契約審査担当	0480 (33) 1111 0480 (33) 4550
松 伏 町	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏 2 4 2 4	政策総務課 総合政策担当	048 (991) 1818 (直) 048 (991) 7681
越 谷 ・ 松 伏 水 道 企 業 団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷 3 － 5 － 2 2	総務課 庶務担当	048 (971) 7903 (直) 048 (963) 0706
戸 田 ボー ト レ ー ス 企 業 団	〒335-0024 戸田市戸田公園 8 － 2 2	総務部 総務課	048 (441) 7712 (直) 048 (441) 7719
秩 父 広 域 市 町 村 圏 組 合	〒368-0002 秩父市栃谷 1 4 7 7 秩父クリーンセンター内	事務局 財務課	0494 (23) 2489 (直) 0494 (23) 1236
児 玉 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合	〒367-0024 本庄市東五十子 1 5 1 － 1	総務課 企画財政係	0495 (27) 2241 0495 (27) 2242
埼 玉 西 部 消 防 組 合	〒359-1118 所沢市けやき台 1 － 1 3 － 1 1	契約会計課 契約・検査・備品グループ	04 (2929) 9136 (直) 04 (2929) 9127